

令和6年 網走市議会  
文教民生委員会 会議録  
令和6年2月26日(月曜日)

○日時 令和6年2月26日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 最終処分場の嵩上げについて
2. 最終処分場の延命化計画について
3. 廃棄物広域処理の状況について
4. 第7次網走市障がい者福祉計画(ハートプランⅧ)並びに第7期網走市障がい福祉計画の策定について
5. 第2期網走市自殺対策行動計画の策定について

○出席委員(7名)

委員長	永本浩子
副委員長	村椿敏章
委員	金兵智則
	栗田政男
	里見哲也
	古田純也
	古都宣裕

○欠席委員(0名)

○議長 平賀貴幸

○傍聴議員(4名)

	澤谷淳子
	立崎聡一
	深津晴江
	松浦敏司

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
生活環境課長	近藤賢
生活環境課参事	田中正幸
健康推進課長	本橋洋樹
健康推進課参事	阿部昌和
健康推進課参事	今野多賀子
社会福祉課長	清杉利明

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係	早渕由樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 村椿委員から連絡は入っていませんが、定足数に達しておりますので、文教民生委員会を開会したいと思います。

本日の委員会ですが、所管事務調査であります。

それでは、議件1、最終処分場のかさ上げについてと議件2、最終処分場の延命化計画については関連がありますので、一括して説明を求めます。

○近藤賢生活環境課長 資料1号、最終処分場のかさ上げについて、資料2号、網走市廃棄物最終処分場延命化計画について説明をさせていただきます。

初めに、資料1号になります。

最終処分場のかさ上げについてでございますが、1つ目、検討の経緯です。広域による廃棄物中間処理の開始が1年半から2年程度遅れることから、今の延命化対策だけでは最終処分場が広域での処理までに使用できなくなる状況となるため、令和10年度から共用開始できる予定で次期最終処分場の整備検討を進めていますが、広域での中間処理施設建設など、令和10年度前後の財政支出状況との調整が必要なことから、次期最終処分場整備に比べ短い工事期間と低い費用で整備ができる現最終処分場内でのかさ上げによる埋立容量の拡張について、検討調査費を補正し、検討することとしました。

2つ目の検討調査の結果です。構造などの安定強度の検証の結果は図の1に示しております、高さ3メートル、土堰堤を525メートル築くことで42,960m<sup>3</sup>、うち廃棄物、約3万5,300m<sup>3</sup>の埋立容積の確保が可能との結果が出ております。

3つ目、かさ上げの予定についてです。かさ上げによる最終処分場の埋立容量の拡張を計画します。図2に示したとおり、埋立完了が見込まれる2年前より整備に着手することを予定しております。

続いて、資料2号、網走市廃棄物最終処分場延命化計画について説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、1つ目の計画策定の背景と目的です。

最終処分場は、埋立残余容量が計画を上回る埋め立てにより計画より早く満了に近づいていることから、延命化対策による埋立ごみの減量による延命使用と並行して、次期最終処分場の検討について、令和5年2月策定の最終処分場延命化方針についてにおいて、対応の方向性、取組を進める延命化方策等を定めました。本計画は、その進捗の把握と新たな対応を含む方策の検討を通じた取組を定め、着実に進めていくため策定するものであります。

2つ目、最終処分場の状況についてです。

(1) 最終処分場の埋立状況の把握です。最終処分場への埋立数量は計画数量を上回っていますが、生ごみ堆肥化率の改善など、計画する減容と減量の改善策の確実な実施に努め、年間埋立量の推移を把握していきます。図1は、埋立数量の計画と実績の推移です。年間の埋立量は計画量に対し、多いときは1.8倍の埋立量となっていました。令和5年度の見込みでは、計画の1.2倍程度と推計しております。埋立量が減っている理由としましては、処理実績内訳の1つ目の埋立粗大ごみが減っていること、その下の紙おむつが減っていること、その下の生ごみ残渣が減っていることとなっております。減った要因ですが、生ごみ残渣については、堆肥化率の上昇とその維持ができていることから、生ごみの投入量も多くなり、残渣が少なくなったのが一番の要因です。全体的に人口の減少というのがありますが、紙おむつの減少がそれだけの要因なのかは判断できておりません。大空町の焼却では、施設の点検などで受け入れができない期間があったなどから、量は少なくなっております。

(2) 最終処分場の残余容量と推計残余年数についてです。最終処分場の埋立可能な残余容量は、環境省のマニュアルに基づきまして、毎年10月の測量を基準としながら、年4回、5月、8月、10月、12月に実施をしております。令和5年10月の測量では、残余容量は4万8,887 $\text{m}^3$ 、残余割合は35%となっており、現状の埋め立てを行った場合は、あとおおむね44年3か月と推定をしております。図2は、残余量測量の推移となっております。令和3年から残余年数は毎年4年となっておりますが、埋め立てによる沈下の減少もあり、また平成31年に比べ、令和5年は約半分の埋め立て数量にもなっておりますので、残余年数にも表れてきているものと考えており

ます。

3つ目、最終処分場延命化対策についてです。延命化のため、次の取組を実施していきます。

(1) 生ごみ堆肥化率の維持と向上です。生ごみ堆肥化率の目標を77%の維持を目標に取り組んでいきます。図3は、生ごみ堆肥化率の推移となっております。平成30年度から令和3年度までの年間平均堆肥化率は33%でしたが、令和4年度は72%、令和5年度は1月までの平均で75%となっております。8月と12月の堆肥化率が落ちていますが、これは毎年夏と冬に発酵層の点検と清掃をするため堆肥化施設の休止日がありますので下がります。

(2) 未破砕物の破砕処理です。既存の破砕施設で処理できなかったものは二軸式の破砕機で処理をし、令和6年度から埋立容積の縮減を図ってまいります。現在の破砕困難物は年間1,142トンあり、年間959 $\text{m}^3$ の縮減になると推定をしております。

(3) 紙おむつの減容処理です。斜里町民間施設での処理によりまして、令和4年度では約70%の減容化、年間2,290 $\text{m}^3$ の縮減となると推計をしております。

次のページで、(4) 紙、布類の減容処理についてです。リサイクルに回せない紙、布類については大空町の焼却施設で処理し、100トン処理することで、年間297 $\text{m}^3$ の容積の縮減になると推定をしております。

(5) 即日覆土量の削減です。令和元年度から4年度までの平均は、廃棄物1 $\text{m}^3$ あたり0.46 $\text{m}^3$ としていましたが、令和5年度以降は0.2 $\text{m}^3$ 以下に少なく、薄くすることで埋立量の縮減を図ります。このことにより、令和5年度は3,702 $\text{m}^3$ 、令和6年度は最大で3,885 $\text{m}^3$ 縮減できると推定をしております。

次のページになりまして、(6) 埋立ごみに含まれる資源物の資源化の促進です。①家庭系埋立ごみの状況と対応ですが、排出時に分別に協力いただけると埋立容積の縮減が見込まれることから、啓発を続けてまいります。②事業系埋立ごみの状況と対応ですが、埋立ごみに入る紙類とプラスチックの適正処理についての指導を重点的に実施しておきます。

次のページ、(7) かさ上げによる埋立容量の拡張についてですが、先ほどの資料1で説明したとおりとなります。

(8) 次期最終処分場の整備の方針です。かさ上げによる拡張を行うことから、次期最終処分場の整備は図の14に示していますが、拡張後、測量により

埋立完了を見込む4年前から整備に着手することを予定しております。

次のページで、(9)今後のごみ広域処理による最終処分場への影響です。1市5町による広域処理は令和11年9月から令和12年6月までの間で焼却処理を開始することを目指しており、開始後は最終処分量が現在の5分の1になると推定をしています。このことから、最終処分場には埋立量の大幅な縮減の影響が出てきます。

4つ目、最終処分場延命化対策の効果推計です。延命化対策による埋立量の減容と減量の効果推定をした最終処分場の埋立容量推計は、その次の8ページと9ページの表のとおりとなります。どちらもかさ上げによる拡張をした場合で、表1は現在の埋立処理が続いた場合、その次のページの表2は令和12年度から償却処理を開始した場合のケースとしております。表1のケース1と表2のケース3は、延命化対応による減量化が目標達成率100%とした場合。表1のケース2と表2のケース4は、目標達成率80%の推定値となっております。表2ではごみの広域処理により、令和12年度からは埋立処理する量は約5分の1程度となっております。破碎、埋め立てが続く場合で、目標達成率が100%の場合は令和14年11月まで、80%の場合は令和13年4月まで、令和12年度から広域処理が開始する場合は、100%の場合は令和27年3月まで、80%の場合は令和19年11月までと、それが最終処分場の満了期間と推定をしているところです。

すみません、7ページのほうに戻っていただきまして、5つ目、計画の進捗管理についてです。本計画につきましては、毎年度、前年実績数値による進捗状況の確認と、網走市廃棄物減量等推進審議会において進捗と取組状況への意見を聞き、改訂していきます。また、進捗状況の公表等により、市民の皆様と情報共有を図りながら、取組への理解と協力を頂ける対応を図ってまいります。

説明は以上です。

**○永本浩子委員長** それでは、ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

**○里見哲也委員** かさ上げによる埋立量の拡張ということで、資料の6ページですけれども、これで増加量が4万2,960m<sup>3</sup>というのかな、これ単純に現行の、令和5年度の単年の埋立量で割ったら3.79年ぐらい、かさ上げによって延命ができる、そういう理解でよろしいでしょうか。

**○近藤賢生活環境課長** 現在の埋め立てが続いた場合はそういった形になります。

**○里見哲也委員** 3.79年、現在の埋立量で行った場合の満杯の時期が来る間に、広域処理の焼却がうまく走れば、100%、80%という表がありますけれども、かさ上げ地での、広域でうまく燃やした灰でさらに延命されればということで、非常にプランのオプションがいっぱいあると言うのですかね。ですから最大うまくいけば、令和27年の3月までかさ上げ地が使えるというようなことから言うと、新処分場、これは4年間かかるということですから、遡りでいきますけれども、非常にこれからもまだ流動的な、できればうまく全部いけば新しい処分場をしばらく造らないで済むぐらいの、そういったような計画なのかなというふうに理解したのですが、それで合っていますでしょうか。

**○近藤賢生活環境課長** 令和12年6月までに焼却を開始することができれば、その後は5分の1の埋立量になるということで、令和27年3月まで使える。満了が見えてくる4年前には次期最終処分場に着手するという流れで考えております。

**○里見哲也委員** 理解しました。いずれにしても、現行の4.3年でいっぱいになるよという、つまり4年あるよということの中で、今、広域化を含めたことを進めていくので、新処分場の着工どころか、かさ上げの着工も2年後ぐらいからスタートかというところなのかと思うので、この1年、2年は広域化に向けた体制整備という、そういうような日程のプランニングということでよろしいですか。

**○近藤賢生活環境課長** かさ上げの時期につきましても、広域化は今進めているところですが、毎年行っている残余測量、今年10月、ここがまず1つの判断基準になっていくというふうに考えております。

**○里見哲也委員** はい、理解しました。ありがとうございます。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございませんか。

**○古都宣裕委員** このかさ上げ工事によって4万2,960m<sup>3</sup>という数字が出ているのですけれども、先ほど里見委員の質問では現時点の埋め立てとしては3.79年という割り返しがあったのですけれども、もともとの計画としては4.6年分くらいはあるのかなと思って見ていますけれども、原課としてこれは何年分を確保できるという見込みなのでしょう。

**○近藤賢生活環境課長** 現在の埋立処分場をかさ上

げしないとした場合は、あと4年で令和10年までとなりますが、今回かさ上げをした場合は8ページの表1、ケース1、これは100%になるのですが、このとおりに進めば令和14年11月までもつということで、4年近く延長することができるというふうに考えております。

**○古都宣裕委員** それでいうと、当初の計画、表の1で見ると、当初結果が1.8倍とかという、今現在、令和5年の見込みまで見ると、当初の予定よりも3.3倍、4倍程度のスピードで来ていると。割り返すと、大体令和14年度いっぱいまでもつという計画でもともといたと思うのですけれども、令和10年の末くらいまでとなると見通しているのかなと思いますが、あとは今後計画どおりに行けばという話ですけれども、この数字で見ると残り4.3年、表も残余年数が見づらいというのがあるのですけれども、この4.3年でいくという計画と、8ページを見るとですね、令和6年の見込みの数字、これ100%であった場合としてもですね、これは令和5年と令和6年の推計80%なのですけれども、これ令和5年と令和6年で数字が、埋立量が一緒だというのはどういうことなのですかね。どういう根拠でここは一緒なのですかね。

8ページのケース2のほうの令和5年10月と令和6年10月の埋立量、総計が一緒になっているのですけれども。

**○近藤賢生活環境課長** ちょっと見づらくて申し訳ないのですけれども、ケース2の表1、ケース2の下の米印に、令和6年度廃棄物埋立量を8割とすると令和5年の値を超えるので、前年度と同様の数値として見込んだところです。

**○古都宣裕委員** 100%というのは令和4年を見て100%と見ているという理解なのでしょうか。

**○永本浩子委員長** 暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時46分再開

**○永本浩子委員長** 再開いたします。

休憩前に引き続きまして、古都委員の質疑に対する答弁から。

**○近藤賢生活環境課長** まず、表1ケース2の廃棄物埋立量が、令和5年10月と令和6年10月の推計値が同じ値となっている点についてですが、令和4年度、令和5年につきましては、実際の廃棄物の入れた数量を記載しております。そして、令和6年10月以降の値は推計値ということで、埋め立てるべきと

する廃棄物をそれぞれ積み上げたものを出しておりまして、100%のほう、ケース1のほうにあるものにつきましては、令和6年10月で8,691が見込まれると。これにケース2のほうは達成率80%ということなので、1.2を掛けているものでございます。そうすると、令和6年10月の8,691に1.2を掛けてしまうと前年度を超えてしまうということから、令和6年10月のケース2の表は、同じ9,921㎡として出しております。令和7年以降は今の減容策がうまくいった場合は、埋立量が7,574㎡になるということで、1.2を掛けたものが80%の達成としてみたところです。

なお、御指摘のありましたとおり表が見づらいということなので、令和4年10月と令和5年10月は実績値のみの記載ですが、ここにも当時の推計数量を記載したほうが見やすいということなので、後日推計値を入れたデータの提供もするようにいたします。

**○古都宣裕委員** わかりました。ただ、この推計値を出すに当たっての基準がどうなっているのかという部分も、ちょっとよくわからないのでわかりやすい表を作っていただきたいと。

あとは、この最終覆土が赤い数字で出ているのですけれども、これはどういった意味なのですかね。

**○近藤賢生活環境課長** こちら、最終覆土を50cm入れると7,660㎡という形になりますが、この中では最終覆土の分はこの表から引いている形で出しているという形で、最終埋立容積が17万4,300という形で出しているところです。

**○古都宣裕委員** この最終覆土なののですけれども、このかさ上げに対して、一度覆土してからかさ上げをしなければいけないものなのか、そのままかさ上げをした上で、最終覆土は最終覆土で総量的には変わらないものなのか、どちらなのでしょう。

**○近藤賢生活環境課長** かさ上げをする場合は最終処分場自体のかさ上げをするものなので、最終覆土というのはかさ上げをして、最終的に満了になるときに最終覆土とするというふうに考えています。

**○古都宣裕委員** アイスのコーンみたいな、上が広がっている部分でかさ上げをすることによって、最終覆土量というのは変わらないのでしょうか。

**○近藤賢生活環境課長** 最終覆土は面積に応じて50cmが適当というふうに考えておりますので、最終的な、一番上の面積で残り50cmを盛るといった内容になります。

○**古都宣裕委員** それはわかるのですけれども、今回かさ上げすることによって面積が増えるわけではないですか。ただ、どういった形で増えるかというのもわからないのですけれども、最終覆土の量は変わらない、一番上の平米の面積は変わらないから、最終覆土の量も変わらないのでしょうか、それとも増えたり減ったりするのでしょうかという質問だったのですけれども。

○**永本浩子委員長** 答弁できますか。

○**近藤賢生活環境課長** かさ上げなのですけれども、土堰堤を今の処分場の内側に築くので、今の処分場よりは若干面積は減ると思いますが、3mかさ上げをして、その部分が面積になるので、今より若干減ったところに最終覆土をするという流れになります。設計についてはかさ上げの設計できちんとした数字は出てくると考えています。

○**古都宣裕委員** 一旦わかりました。

○**永本浩子委員長** それでは、ほかに質疑ございますか。

○**金兵智則委員** 去年ですかね、去年の2月に最終処分場延命化方針が出来上がって、それを基にこの計画なのだと思います。

計画案ということで出されているのですけれども、これ今月中に決定される、スケジュール的なものはどのような感じで決定されていくのでしょうか。

○**近藤賢生活環境課長** 廃棄物減量等審議会がごさいますので、そちらのほうで確認をしていただいて、決定するという形で進めてまいります。

○**金兵智則委員** そうしたら3月中、今年度中にはこれが出来るのかなというふうに思います。

最終処分場延命化対策の効果、並びに処分場の流れも中間処理施設焼却で今1市5町ですかね、でやっていくということで、最終処分場の埋立完了期間が伸びたのだということなのだと思います。一番短くても令和13年4月で、一番長ければ令和27年3月までの見込みが出てきたよという、この計画の中では出てきたのだと思いますけれども、ごみの中間処理施設が令和11年9月から令和12年6月までの間で焼却処理、これもともともうちよっと早かったものがこの時期にずれ込んでいるのですよね。例えば表1のケース2でいくと、令和13年4月には埋立終了してしまうので、令和12年度、これ埋め立てを続けた場合ということなのだと思いますけれども、その前にはやっぱり稼働をしていなければいけないのだ

と思うのですけれども、これがまたずれたとなると、令和12年度末いっぱい埋まってしまうというケースが、埋め立てのままに行けば、80%でいけば、そのときにはもう埋まってしまうということで、そういうおそれもあるのですが、その辺についてはいかがですか。

○**近藤賢生活環境課長** 最終処分場のこの状況と中間処理施設の供用の見込みというのは、毎年度きちんと進捗状況を確認しながら、最終処分場が埋まる時期もこの計画と照らし合わせながら見極めていって、次期処分場を造り、それから計画どおりに焼却が進めば、表2のとおりでは進むと思いますが、そこはきちんと確認しながら進めていく流れになっていきます。

○**金兵智則委員** 確認して進めていっていかねばならないのはもちろんなのですけれども、ということ遅れる可能性もあるということなのですかね。一応令和11年9月から令和12年6月の間で、1市5町の間では焼却を開始しようというふうに進めていますけれども、それも進捗状況を見ながらということは、その中で遅れてしまえば、その前段階から最終処分場を造ることを始めたりだとか、かさ上げのあれを始めたりだとかという説明がこの計画には含まれているのですけれども、その見込みがずれることもあるのですかという質問なのです。今その辺の進捗状況はどうですかという、わかりやすく説明すればそういう質問だったのですけれども。

○**近藤賢生活環境課長** 現在のこの計画では焼却が令和12年度から始まるということをつくっておりますので、この流れでは表2のケースで進めるというふうには考えております。

○**金兵智則委員** そうなのだと思います。計画にそうやって数字が載っているのですね、順調に進みそうなのかどうなのか。1市5町の協議をしたりだとか、いろいろと今広域のほうも進めていますよね。その広域の進め方は順調ですかという質問なのですけれども。

○**永本浩子委員長** 金兵委員、広域処理の状況については、次の議題で説明がありますので、それを受けてからでもよろしいですか。

○**金兵智則委員** それを受けてから、そうしたらまた戻るといえることですか、これに。そうしたら一遍に説明してもらったらよかったですか。

○**近藤賢生活環境課長** 広域の施設につきましては、7ページの(9)にあるとおり、令和11年9月

から令和12年6月までに開始することを目指していますので、広域についてはこの内容で進めていることを御理解願います。

**○金兵智則委員** わかりました。広域の話はまた後だという話なのかもしれないですけども、目指すのと、今現在どうなのかというのとは、またちょっと話が違うのかなというふうに思いますし、順調だから計画に載せているのですよね。順調ではなければ、計画にこの数字は載せられないと思うので、その一言が欲しかったのかなど。僕的には順調であるからこの計画に載せているのであって、次にあるのはわかりましたけれども、その辺の言い回しですよ。それだけの話です。

また質問を進めていきますけれども、そうなったときにですね、かさ上げ工事をしたら約3億円でしたかね、かかるというふうに思います。これまで、この延命化策で約5億円かかっているのだと思います。今後も延命化対策は続けていかなければならないので、例えばおむつですか、おむつはもう今後も、毎年延命化対策に積み上がっていく金額なのだと思うのですよね。それを踏まえると、もともと今の最終処分場はたしか令和14年度まで使えるはずだったものなのです。それが怪しくなってきたのでということで種々議論してきましたけれども、最低でも令和14年度はクリアして、その先1年でも長く使えるようにしていかないと、市民の金銭的負担は、令和14年度末までであれば延命化策で積み上げた金額がただただ無駄に積み重なっただけになってしまうのですよね。やっぱり何とか、表2になるのですか、ケース3、4のほうに推し進めていかなければならないのだというふうに思います。それに向けて、全ての計画ですから、何と言えればいいんですかね、可能性は全て明記されているのだと思うのですけれども、これ表2のほうのケースで、今のところこの計画どおりいけば流れるにはうまくいきそうなのでしょうか。

**○近藤賢生活環境課長** 令和12年度以降焼却処理、焼却による中間処理ができれば、この表2のケースを進めるというふうに考えています。

**○金兵智則委員** なので、本当にそこが順調なのかと聞いているのですよね。それがまた1年遅れれば最終処分場がもう次の年には終わってしまうのですよ。すごく瀬戸際なのです。これ計画で結構いい数字出てきていますけれども、そこが次遅れてしまうと最終処分場は短くなり、ただただ延命策、令和

9年とか8年とか言っていたのでしたっけ、のやつが10年、12年、13年、5年延ばしましたね、あのときから、そのために約7億円も使いましたねという話になると困るのですよ、ここまでやっていたら。なので、焼却のほうも大丈夫ですかという。全て関連しているのですよ。次の議題なのかもしれないので、これ以上は言わないですけども、そういうことをちゃんと認識してこの計画をやってもらわないと、計画で痛い目は十分見ていると思うので、その辺についてこの計画は大丈夫ですか。

**○田邊雄三市民環境部長** 広域の開始時期ですけども、現時点では令和12年6月までには開始をしたいという、これは各メーカーの今のところのアンケート、情報収集からそのような形で見込んでいるのですけれども、状況がどうなるかというのは今後なのですけれども、そのために来年度になりますけれども、なるべく早い発注をしてその辺を確定させるという作業が必要にもなりますので、そのためにはまず延命化も大事なので、計画はきちんと立てて、あとは工事発注後、実際どうなるのかというところを見極めた上で対策が必要であれば、新たな対策をしていきたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** 令和12年6月までではなくても、何とか令和12年度中にはね、焼却施設は始まってもらう必要があるのかなというふうに思いますし、種々、何年前からですかね、いろいろやり取りがありましたけれども、何とか延命化対策をやって、これだけのお金を使った結果、最終処分場もこれだけ延ばせたので元を取れましたという言い方にはならないのかもしれないですけども、市民に大きな負担をかけ、一時期はかけましたけれども、何とかそれをペイできるような状況まで持ってきましたよと言えるところまで、せっかくここまで来たのですからね、やっていただきたいなというふうに思いますけれども、最後いかがですか。

**○田邊雄三市民環境部長** 金兵委員のおっしゃるとおりなのですけれども、今この段階では言えませんので、そうなるようにきちんと実績、あと推計もしっかりしながら進捗を進めていきたいと考えております。

**○金兵智則委員** 終わります。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございませんか。

**○古都宣裕委員** 広域ごみ処理施設の部分なのですけども、7ページの。令和11年9月から令和12年6月と、約9か月の部分を見て、大体このぐらいの

中での、先のことなのでというのわかるのですけれども、これは令和11年9月の供用開始を見込むけれども、遅れることも加味して令和12年6月までということで、最初の計画としては令和11年9月を目指しているということなのでしょう。それともこの期間の中でこれぐらいの中にはなるのではないかという結構アバウトな感じなのですかね。

**○田邊雄三市民環境部長** この期間というのは発注した後の工事期間から稼働までの一般的なスケジュールというのがありまして、それでいくと令和12年9月なのですけれども、各町いろいろな状況、当市にしても最終処分場の状況、そういったところでなるべく最短のスケジュールでやっていければどうなのだろうというスケジュールを組んだときに、令和11年9月というスケジュールもありましたので、ここはかなりタイトなところなのですけれども、タイトではありますけれどもそこを目指していこうというのが1市5町で取り決めたところでありまして、幅を持たせた期間とはなっておりますけれども、令和11年9月を実際は目指しているところでありまして。

**○古都宣裕委員** では、これは令和11年9月というのは一番タイトに、近隣町村を含め、広域の中で一番スムーズに進んだ場合ここが可能であろうと。ただ、どこかちょっと少し遅れたりとかした部分の部分を考えての9か月間を見ているということで、別に、そうしたら今網走市役所とか遅れたりしていますけれども、そういった部分の建設資材の遅れ等というのを加味して期間を設けているわけではないということですかね。

**○田邊雄三市民環境部長** 工事期間が伸びることを前提としたものではなくて、なるべく早く順調に進めば、早く稼働させたいということで、目標として令和11年9月という期間もお示ししているという状況です。

**○古都宣裕委員** マイナスの可能性を探せば幾らでも出てきてしまうとは思いますが、やはり心配するのは、私たちが今、市役所建設をやっている中でどんどん遅れたりしている部分があると思います。情報収集もされている中で、まだかなり先の話なので、そこで資材がそろいませんでした、ある意味、設備の部品が届かなくて、稼働に言って遅れる可能性は否定できないと思うのですけれども、そこは今のところ加味できる状況ではないし、今のところ情報収集の中では懸念する材料にはない

ということの理解でいいですかね。

**○田邊雄三市民環境部長** やはり工事発注をしてみないと、そこら辺の工事の見通しですとか資材の関係ですとか、そういったところの情報が、答えが来ませんので、まずは発注をした段階でまたスケジュールが見えてくると思っております。

**○古都宣裕委員** わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、この件につきましてはこの辺でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

---

**○永本浩子委員長** 次に、議件3、廃棄物広域処理の状況について説明を求めます。

**○田中正幸生活環境課参事** 広域での一般廃棄物の中間処理方式の検討について御説明いたします。資料3号①を御覧ください。

1の検討の経過ですが、中間処理施設については焼却を基本として、生ごみを堆肥化して資源化している網走市、斜里町、大空町、小清水町の状況、これは安定した堆肥化や安定した堆肥提供先がどこも課題となっていること。また、国が進める脱炭素への対応などへの考慮が必要となっています。また、高齢化により分別が難しくなっていくことなどから、分別の簡素化への対応やごみの収集、処理に関する人員確保の課題、これは土曜日、祝日が休みではないということもあり、募集に対する応募はない。それから、今いる人の高齢化が顕在化してきている状況も考慮した中間処理方式の検討を行ってきたところです。

生ごみのメタンガス化による発電によるエネルギー利用という検討も併せて行っていくこととしました。このことから、焼却施設単独と焼却施設とメタンガス発酵施設の複合の2つを検討してきているところです。

2の焼却を基本とする中間処理方式の形態ですが、(1)の焼却処理は、生ごみは可燃物として混合収集となります。この処理方式では堆肥化して資源利用している市町は資源化できなくなり、脱炭素に逆行、リサイクル率低下ということにもつながります。また、約90%が水分の生ごみ全量を焼却するには、燃料を追加して燃焼効率悪化に対応することが想定されることから、脱炭素に逆行することになります。

(2) の焼却処理プラス生ごみの堆肥化処理では、現状課題となっている一定レベルの堆肥化と堆肥提供先の安定化の確立がこれまで同様に難しいこととなります。また、堆肥化が不安定となった場合の残渣の焼却は、水分対策をした運搬となることから専用車の用意など課題があり、また直接埋め立ては各市町とも焼却容量を基本とした最終処分場となるため、今後は難しいこととなります。

(3) の焼却処理プラス単独生ごみメタン発酵では、生ごみの分別収集が必要であるので、分別していない美幌町、清里町は対応が課題となります。生ごみを別に集めるので、分別の簡素化、人員等の効率化ができないという影響が出てきます。

(4) のメタンコンバインド処理（焼却施設プラス生ごみメタン発酵施設）の複合施設では、可燃物から生ごみ、紙類など発酵に適したものを自動機械選別することから、生ごみを可燃ごみに含めての収集が可能となります。また、国の交付金が焼却施設と生ごみメタン発酵施設ともに2分の1対象となります。

3の今後の予定ですが、令和6年4月中に中間処理方式を決めるスケジュールで現在進めているところです。

次に、建設予定地について御説明します。資料3号(2)を御覧ください。

1の建設予定地ですが、図面は別紙となっております。

(1) 所在地は、網走郡大空町東藻琴末広629番50の一部、大空町有地となっております、(2)の建設予定地は公共残土捨場、約1万3,000㎡です。

2の施設概要で、整備概要ですが、主な整備項目は(1)から(5)となり、(1)は宅盤造成として現状の1万3,000㎡を造成後、1万5,000㎡にする。

(2) 道路整備として、1.6kmの整備、図面のほうでは、道路ナンバー1のスキー場側から1.2kmと、道路ナンバー2の旧道側0.4kmとなります。ナンバー2の旧道側整備は民有地取得が必要となっております。

(3) 電気通信整備として、電気光回線の整備。

(4) 上水道整備は、スキー場側から1.2km敷設替えが必要です。

(5) 防災施設整備として、雨水・土砂流出防止施設の整備が必要となっております。

3の今後の確認事項ですが、(1)の伐採、抜根

では、道路整備及び宅盤造成のため、木の伐採、抜根が必要ですが、雪解け後、森林組合との協議により、範囲、費用を算出してまいります。

令和6年6月議会に補正予算対応が必要となると見込んでおります。

(2)の排水処理設備整備では、下水道への接続の場合、理由を整備担当課から求められておりますので現在整理をしておりますが、処理水の処理は、1つはクロズド、焼却施設内で全て使って処理をする。2つ目に河川放流。この場合、漁業者、漁組との協議が必要となります。クロズド、河川放流ができない場合、3の下水道接続処理という考え方になっております。

次に、概算総合整備事業費について御説明します。資料3号③を御覧ください。

中間処理方式の施設、宅盤造成等の費用及び年間の施設維持管理費の概算額を現時点で試算したものととなっております。試算は、メーカーアンケートで高い金額が出ているメタンコンバインド焼却施設と生ごみメタン発酵施設を組み合わせたものを試算として使っているところです。

1の施設整備・宅盤造成等費では施設整備費が110億円から165億円。交付対象経費は事業費の7割から8割程度ですので、2分の1の交付金活用で、自治体負担は46億円から60億円と試算しております。宅盤造成等費は1万5,000㎡となった場合に、道路など諸々含めまして約12.7億円となっております。内容としては、宅盤造成、道路、上水道、電気、電話の敷設などとなっております。土木工事で約10億円となっております。未確定整備費として①伐採・抜根費と②の排水処理施設整備費としております。合計では、最大約178億円プラスアルファとしておりますが、交付金活用では最大約73億円プラスアルファとなります。今後、諸条件の詳細決定により増減はあると見込んでおります。

2の年間の施設維持管理費では、年間5.5億円から9億円とし、メーカー諸条件の決定により確定をしていきます。

説明は以上となります。

○永本浩子委員長 ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

○古都宣裕委員 まず、資料3の①のところでちょっと質問があるのですけれども、生ごみとかの焼却、今後やっていく今の検討状況なのかなとは思っているのですけれども、この中でどうしても我



が網走市を基本に考えてみるのですけれども、そうした場合、今容器包装プラスチックが分かれていますのですけれども、そのごみというのはどういう形になるのですかね。

**○田中正幸生活環境課参事** 容器包装プラスチック、今分別収集しておりますけれども、これは新しい処理施設が稼働しても、そのまま継続して分別収集して資源化していくことになります。

**○古都宣裕委員** そうであろうなどは思ったのですけれども、対して①の2番、生ごみは燃やすようになるというふうな話で書いてあった上で、燃料による燃焼効率の悪化対応が想定される。逆に、脱炭素に逆行してあるのですけれども、ほかの町でもそうなのですけれども、プラスチックごみを分けることによって焼却施設に燃料として今まで入っていたような形の意味合いがあったのを、分けることによって燃焼効率が悪くなって、逆に燃料を買って入れなければいけないような状態になっているところも結構散見されるのですよね。それを考えると、逆に分けて資源として使うのか、わざわざ燃料を買わなければいけないような状況になるのであれば、市民の手を煩わせないように、焼却するというのは、市民はそういう意味だと思っている話を結構聞くのですけれども、それであれば一緒に燃やしてしまったほうがいいのではないかと思うのですけれども、市は今のところはそういった見解は持っていないということなのですかね。

**○田中正幸生活環境課参事** おっしゃるとおりですね、プラスチック等の可燃物が資源化されるということで、水分の多い生ごみだとかが入ってくると、当然燃焼効率の悪化によって燃料を追加で入れなければいけないということになりますが、今のところ、市としては容器包装プラスチックを燃やすという考えは持っておりません。

**○古都宣裕委員** 網走市だけではなくて近隣もそうだと思うのですけれども、利用者、市民や町民とかの負担を減らす意味でやる上で、分けることによってリサイクルするというのは大切だとは思いますが、それによってペイするものよりも、わざわざ燃料を買ったほうが高上がりになるのであれば、市民や町民の負担も減ってですよ、一緒にごみを投げた上でやったほうがいいのではないかと単純に思うわけですが、そういったのは検討状況に上がっていないのですかね、それとも検討すらしない状況なのですか。

**○田中正幸生活環境課参事** この施設を整備するに当たってですね、国の交付金を受けるということもありまして、今後網走市としては施設が供用開始した後に、製品プラスチックも分別収集が義務化になっていくということもありまして、今やっているリサイクルは、基本的にはそのまま続けていくという考えを持っております。

**○古都宣裕委員** 続けていきたい、今やっているからというのはわかるのですけれども、それが費用対効果に見合っているのかということとか、今現在でもすごく進んでいる、分別をいっぱいやっているような町からしたらまだって言われる部分もありますけれども、網走もかなり分別はしているとは思っております。その中で、やっぱり市民の中で焼却したいという話の方、そう言っている方の話を聞くと、分別の手間が減るだろうという話を聞く中で、あまり分別の手間が減らない、なおかつ費用対効果を見ていないけれども環境にいいとなっているからこのまま続けようねでは、ちょっとなかなか、トーンダウンするのではないのかなと思うのですよね。その中で、別にわざわざこのまま行くと、燃料も買って生ごみを燃やすから燃焼効率が悪くなるからというのであれば、別に一緒に焼くたにしてしまっただけで済むのであればですよ、費用対効果もそのほうが見合うのであれば、私はそっちのほうがいいのではないかなと思うのですけれども、検討はされないのですかね。

**○田中正幸生活環境課参事** 今のところはですね、資源になるものは分別をして、資源化できないものを焼却するという事で考えております。

**○古都宣裕委員** 検討しないという回答だと思うのですけれども、私はそれこそ検討すべき課題なのではないかなと思うのですよね。だって、このまま行ったらもう自分たちも脱炭素に逆行で燃焼効率が悪くなるのが想定されるって書いてあるわけではないですか。わざわざ市民に分別させてという手間と、相当な労働力と考えたら、相当な手間だと思うのですよね。それを続けるのか、いやもう一緒に焼くたにしてしまっただけで済むというふうにしたほうが、そういった部分のスリム化もできるわけだから、予算的には圧縮できて私はいいいのではないかなと思うわけですよ。検討したほうがいいと思いますけれども、どうでしょうか。

**○永本浩子委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時27分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○田中正幸生活環境課参事 中間処理施設の整備に当たってはですね、国の交付金を活用して整備することが前提になっておりまして、容器包装プラスチックを可燃物として燃やしてしまうということになりますとですね、交付金の対象から外れてしまうということで、今までどおりですね、分別して資源化するということで考えております。

○古都宣裕委員 たしか今国会の質疑の中でも、そういった国会議員の中から質問が出て、上がっていると思うのですよね。そうした中で、全然それはコンクリートされている状況ではないと私は認識しております。そうした中で網走市、今現在、容器包装プラスチックを分別しますけれども、それは今どのような形になっているのですか、製品になっているのですか。

○田中正幸生活環境課参事 今年度ですね、網走市が収集した容器包装プラスチックについてはですね、容器包装リサイクル協会と処理の契約をしております、今年度の行き先については室蘭の日本製鉄に運ばれて、高炉還元剤として利用されているという状況となっています。

○古都宣裕委員 難しく言っていますが、炉を燃やす燃料になっているという理解でいいのですか。

○近藤賢生活環境課長 ただいま日本製鉄のほうに運ばれて、高炉還元剤ということで、炉の中に熱資源として有効活用しているのですが、毎年入札で行き場は変わるもので、北海道の場合はそのほかに再生プラスチックとしていく流れもありますので、そこは我々が決めるものではなく容器包装リサイクル協会のほうが決めて、入札をしておりますので、その流れに沿ったリサイクルを進めていく必要があると考えています。

○古都宣裕委員 であるならば、実際に今燃やされたりしているような話も出ていっている中で、一部は製品になったりしているかもしれないですけども、わざわざ遠くまで運んで、そういった状況であるならば、燃料、また運ばれてきたものを、今燃料代も上がっていますよ、それを買うのではなくて、こうした形で利用できるのであればわざわざ近隣の町村と話して分別しない方向に持っていったほうが負担は減るし、市民にも町民にも歓迎されると私は理解す

るのですけれども、それを費用対効果すら検討も計算もしないというのは、私はちょっと違うのではないかなと思うのですけれども、どう考えますか。

○近藤賢生活環境課長 先ほども参事のほうから申し上げたのですが、環境省の循環型の交付金を活用して施設を整備しますので、容器包装プラスチックについてはリサイクルをする、また過疎地域でない網走市については、それが稼働した後は、その他のプラスチックもリサイクルすることを始めなければいけないというのがありますので、そこは交付金の流れに沿って進めていく必要があると、現在は考えております。

○古都宣裕委員 そのような形であるならばですよ、私、この場所もありきで進めているということは、今後ここに運ぶ、網走市がこの中で一番大きい人口を持っていますから、それだけ運ぶ運賃もかかるし、ごみの量も出るから当然だと思ってしまうのですけれども、網走市に造った場合と比較したときに、網走市であれば雇用も確保、ある意味できるだろうし、そうした運賃の部分の負担も市民としては減るだろうし、そういったメリットもあるし、環境負荷の部分で言えば大空町にお願いしたほうがいいのかもかもしれませんが、メリット、デメリットをしっかりと示せていないというのが1つあると思います。

そして、資料3にもありますけれども、このまま行くと、3号の③だと46億円から60億円の負担だと、それだけあるのであれば、その負担で市独自で造ったほうがプラスチックも燃やしましょうと、そういった形もできるのではないかとしたら、この町としての在り方とか、将来の人口推計とかもあるでしょうけれども、ランニングコストもこのままいくと5.5億円から9億円、大体半分が網走の負担だと考えたら、3億円から5億円近くが網走市、ランニングコストでも払い続けるわけですよ。そうしたことを考えたときに、本当にこの広域のままでいいのですかと。網走市単独でやった場合、自分たちで造って46億円から60億円の中でできるのであれば、別にプラスチックだって燃やしたっていいわけですよ。そのほうが私は町としてのメリットがあるのではないかなと考えてしまうわけですよ。だって、このままで行ってもプラスチックを燃やす考えも持たないし、そのままいくとという今のやつ、コンクリートの中でいくような流れではないですか。私は検討課題にも上がっていないのだなというのが今のでわかったので、この計画でこのまま行

くことに対して、本当に果たしてこの町の将来的にいいのかとなったときに疑問しかありません。これちゃんと考えているのですかね。

**○近藤賢生活環境課長** 焼却施設を広域で造るか、市単独で造るかという比較は以前の委員会でもお示ししたところではありますけれども、ただ網走市単独で造ると言っても、それで交付金で整備する場合もプラスチックのリサイクルというのは、そこは条件として求められますので、今分別しているものについては交付要綱、今リサイクルに回しているものについては、交付金の補助の交付要綱に従ってやっていくことが必要ではないかと考えています。

**○古都宣裕委員** これちゃんと確認したほうがいいと思うのですけれども、交付金を使ったら、このまま広域でいったって46億円から60億円、市の負担ですよ。広域ではなくて、外れて単独で46億円から60億円を使ったら同じだってことですよ。交付金なしだって。交付金があって、今の負担だとして46億円から60億円かかりますよという話をしているのですから。交付金は全くもらわなくて46億円から60億円、市の負担で、市単独になると思いますが、そうした場合だって同じだったら、それだったら市民としてプラスチックも燃やせるように、市民の負担も軽減できるようにしましょうよ。遠くまでわざわざ持って行かなくても、網走市で燃やして残渣をしないで処分できますよ。絶対そっちのほうがいいではないですか。そういったメリット、デメリットをしっかりと開示しないで、ありきで進んでいるのがおかしくないですかという話なのですよ。

**○近藤賢生活環境課長** 以前の委員会の中でも、単独でやるのと広域でやる資料を示したところで、今はちょっと持っていませんが、それを示しているのがございます。また、廃棄物処理施設の整備には交付金を使うことで、国からの援助される金額というのは非常に大きいものですから、交付金なしでの整備というのは、今の選択肢にはないと考えております。

**○古都宣裕委員** 話をあえて噛み合わないようにしているかどうかかわからないのですけれども、交付金がある状態で、今資料3号で示されているのが46億円から60億円、網走市の負担ですよ。だから、交付金もらうことありきだから、もらえないような状態では考えていません。だから、もらった状態でも46億円から60億円の負担があるのだから、市単独

で、例えば燃やすって言って、交付金をあげないよって言われたって、どのみち46億円から60億円、今考えているではないですか。それを私たちは考えませんと言うのはちょっとおかしくないですかという話をしているわけですよ。ランニングコストだって遠くにやったほうが当然かかってくるでしょ。それは誰が考えたってそれだけ、今の処理場から考えたら40km、50km往復でかかるのですから、そうしたらその分の燃料代、誰が負担するのですか。ほかの町村は見てくれないでしょ。網走市でしょ。その分の財源はあるのですか。財源がなかったら、ゴミ袋代上げるなり市民負担を増やすなりって、そういう形にしかならないでしょ。それを考えたときに本当にそれでいいのですかという話をしているわけですよ。それで燃やす、燃やさない部分も考えたら、それはもう入りませんよって、それ前回のときに話していないのではないですか。そうしたらまた話が変わってくる話ではないですか。市民から見たら、それだちょっと話が変わってくるよって、僕は出てくると思いますよ。全然ごみの分別が減るわけではないです。このままほとんど行きます。生ごみはあっちに持って行って燃やすようにします。生ごみ堆肥化のためにどれだけお金を使ってきたのですか。それが今使えなくなりますよ。そういう話を今しているわけではないですか。全然メリット、デメリットの開示がしっかりされていないのではないですか。前に話したからって言ったって状況が変わっているわけではないですか。前に話していなかったですよ、プラスチックをどうするとか。そうしてくると市民の話も変わってくると思いますよ。これは大きく変わると思いますよ。全然手間が減らないのですから。その辺をしっかりと開示したときに、今これだと、僕は市民感情でコンセンサスが得られない。市民がみんないいですねとは思いませんよ。それ1回考えるべきだと思うのですけれども、どうでしょう。

**○永本浩子委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時57分再開

**○永本浩子委員長** 再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

**○田中正幸生活環境課参事** 交付金の条件としましてはですね、容器包装プラスチックを焼却するというのはできないということと、また交付金を受けられないということになりますとですね、財政的には

ちょっと難しいという状況もあります。それからランニングコストについてですね、去年の2月にお示しさせていただいたデータになりますけれども、年間で発生する費用ということで、単独で施設整備をした場合に年間2億4,000万円、広域での場合はですね、年間2億2,380万円ということで広域のほうがコスト的に有利だということで、単独よりも広域のほうがコスト的に有利というデータがございます。

**○古都宣裕委員** 休憩に入るわけではないの。質疑をやっているのですか。

**○永本浩子委員長** それではお諮りいたします。

時間的にも12時ということで、一旦お昼の休憩に入りたいと思います。

暫時休憩ということで、開会は午後1時からでお願いいたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

**○永本浩子委員長** 再開いたします。

休憩前に引き続きまして、廃棄物広域処理の状況について質疑等ございますでしょうか。

**○古都宣裕委員** まず、先ほどの答弁の中で国の動向もあると思うのです。

それでプラスチックの話なのですが、今はそれが入ってしまうと補助金の対象にならないという話だったので、それが今コンクリートではなくて、もし計画の前にですね、それを燃やしても構わないというふうになった場合、その部分に対しての見直しというのは検討なりされるのかという部分はどうかでしょうか。

**○田中正幸生活環境課参事** 今、お話のありましたプラスチックの関係ですね、こちら国のほうで何か動きがあればですね、その動向を見ながら検討したいというふうに考えております。

**○古都宣裕委員** もう1点なのですが、資料③の整備の中で交付対象経費というところで見ているのですが、46億円から60億円となるのは、私はこれ網走市として見なければいけない金額なのかなと思ったのですが、どういう数字なのかというところをちょっと御説明をお願いします。

**○田中正幸生活環境課参事** こちら資料なのですが、交付金活用で46億円から60億円ということで、これは実の負担額ということですね。これは1市5町で46億円から60億円の負担となるということでございます。

**○古都宣裕委員** この負担割合でいくと、確かに網走ですと40数%で結構見ていたと思うのですが、清里町が入りますよという表明がありましたので、その部分の負担割合が当然変わってくるのかなというふうに思っております。

また、ごみの量でいくと生ごみが入る入らないとかでもいろいろ変わってくるのかなと思いますけれども、その辺の検討等状況はどうなっているのでしょうか。

**○田中正幸生活環境課参事** 今回清里町さんがですね、広域での処理に参加するというので、まずですね、可燃物の処理量が若干増えることとなりまして、ちょっと古いデータにはなるのですが、令和3年にですね、一般廃棄物広域処理検討業務というのを各市町で行っておりまして、これは令和10年度の推計になりますが、清里町の可燃物量が約560トンということで、この分が増えまして、約大体全体の4%程度の量となりまして、各町ですね、その分の負担割合が若干減るということとなります。

**○古都宣裕委員** たしか各負担割合というのが以前の質疑の中で網走市は、前の出ていたデータの中でやるから、そのときの最新のやつが生ごみの処理ががうまくいってなかったときのデータを引用せざるを得なかった中で負担割合ががちょっと大きくなっていった部分があったと記憶しているのですが、それでいくとですね、今回生ごみを今広域処理の中間の検討状況で行くと入れるというふうになってくると思うのですが、その中で例えば網走は、生ごみは今の処理施設があるからそれで抜くとなるとその量からほかの町はその分増えるけれども、網走市が減ると。生ごみにに関して言えば、資料にあるとおり水分量が多いという部分で考えると、燃料等をまた投入しなければいけない部分、それを網走市が例えば生ごみを抜いているのであればそれまで負担するというのはちょっとおかしな形になってくるのかなと思うので、そういった部分の負担割合とかというのも、どういう検討状況なのかというのをもし今進んでいるのであればお示しください。

**○田中正幸生活環境課参事** 負担割合についてですが、今まではですね、推計の可燃物量で割合を算出しておりましたが、今後ですね、処理方式がどうなるのか。今、堆肥化している生ごみを焼却するのかとか、それからメタンコンバインド処理していくのか、そういう処理方式によっても変わってき

ますし、あと単純にその可燃ごみ量だけで算出するのか、それとも例えば均等割ですとか、人口割も含めて各市町の割合を設定するかによって、負担割合はちょっと変わってくるというふうに考えております。

**○古都宣裕委員** そういった検討状況はもちろんそういうのですけれども、ある意味、例えば網走は生ごみ処理の施設を持っているものですから、それを分けるのであればやっぱり、その分は網走市の負担からは外してやっぱり市民の負担をなくすですとか、一緒にたにやったほうが市民の手間も楽になるから、ほかの近隣町村がそういう状況を合わせていくだとか、いろいろ検討方法はあると思うのですけれども費用対効果も含めた上で、将来的な人口減少によって財政が網走市も5年ごとに国勢調査によって交付税措置の金額が変わってきますから、その部分の負担を考えたときに、将来的な方向も見据えた上でメリット、デメリットを検討した上で進めていくべきだと私は思うので、よろしくをお願いします。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

**○村椿敏章委員** 私からも幾つか確認させてもらいたいのですが、今回の概算総整備事業費ですね、115億円から165億円とかなり幅も広いというのと、それからメタンコンバインド処理方式というのを想定しての事業費なのですけれども、実際メタンコンバインドをすることによって幾ら事業費が上がる、また、交付金が2分の1活用ということにもなっていますが、この辺もメタンコンバインドではなければ幾らになるかとかですね、これまでの検討をしていた内容というか、その辺が実際に見えてこないというのが現状なのではないのかなと思うのですけれども、私が考えていたのは、今の網走のごみの分別方式が、生ごみがこの間かなり処理が進んで7割以上の処理ができていて、約8割ぐらいですか。そういった中でメタンを発酵させるために生ごみもそっちに運ぶのだというような、今回の計画になっているのだろうと思うのですが、やはり経過が見えてこないというのが一番の問題なのではないかなと思うのですよ。

その辺については、資料としてはこの間出てはきていないと思うのですけれども、それについてどういう考えであるのか、まず伺いたいと思います。

**○田中正幸生活環境課参事** 生ごみの関係でございますけれども、今ですね、車両を4台使って収集をして施設に持ってきて処理をしているのですけれど

も、なかなか人員の確保は難しいということもありまして、今まで堆肥化処理していたということもありまして、今回焼却のほかにはですね、メタンコンバインドの処理ということで、生ごみを可燃物と一緒に集めて、機械で選別して発酵に適したものを分けることができるという延命化もございまして、焼却処理とですね、メタンコンバインド処理の2つの方式でちょっと昨年ですね、メーカーからアンケートということで事業費ですとか原課の維持管理費といった数字をちょっと出してもらったところになります。

まず、焼却処理の場合なのですけれども、こちらのメーカーのアンケート結果では、16時間の運転で8時間止める、準連続の方式の場合で施設整備費は107億円から138億円、それから24時間運転する全連続方式で100億円から186億円というアンケート結果となっております、こちらも焼却処理の準連続、全連続ともにですね、交付金の交付率が3分の1となります。

それからメタンコンバインドの処理のほう、こちらにつきましてはですね、施設整備費が110億円から165億円という結果でありました。

メタンコンバインドの処理の方法は交付金の交付率がですね、2分の1となっております、優遇されているものですから、施設整備費から交付金等差し引いたですね、実負担額というのがですね、焼却の場合等を比べまして、それほど整備費の実負担額は変わらないというものとなっております。

それから年間の維持管理費についてですが、準連続の場合で4.6億円から5.9億円、全連続で5.2億円から9.7億円というところでした。

それからメタンコンバインド処理方式の場合は、年間の維持管理費は5.5億円から9億円という結果となっております。

**○村椿敏章委員** 今、口頭での説明ではあったのですが、やはりこの辺について資料として出していくべきなのではないのかなと思うのです。

そして、市民にも、この間の広域化になった流れというのですかね、先ほどの昨年の2月ですか、に示した単独でやる場合と、それから広域でやる場合の市の負担、広域化になりましたよと、そういうふうに広域化を今進めていますよというところは、皆さん、市民の方々はわかっていると思うのですが、なぜそうしていくのかというのがやっぱり見えていないのではないのかな。

そして、さっき古都委員からも御指摘あったように、要は分別が少しでも簡単になるのだろうか、かなり簡単になるのだろうかという考えもあるでしょうし、容器包装プラスチックですか、これを燃やすことはできるようになったりもするのだろうか、それは分けなくともいいのではないのかというようなところもあると思うのです。だから、こういう意見が出てくるのであって、今回の広域化によってどう変わるのだというところが、やはり見えていない状況なのではないのかなと感じます。

また、先ほどの、要は3分の1の交付金が出るパターンと2分の1の交付金が出るパターンの資料をぜひ提出してもらいたいなというふうに思います。

またですね、先ほど生ごみ処理のですね、人員確保が難しいというのは、これはちょっと理由にはならないのではないのかなと思うのですよ。というのは、やはり、この間ずっとですね、網走市の生ごみの処理について最初はどうもいかなかった。だけれども、やはり処分場が早く埋まってしまうという危機が出てきて、ここで研究して何とか70何%というふうになったわけですね。しかも、お金もね、破袋機なり、堆肥盤をまた増やしたりとかですね、そういうところでのお金もかけてきているわけですから、私はこの生ごみをメタン発酵させるというのについては、やっぱり反対だなと私は思っております。

今、市民の方々がね、生ごみを分けるのが難しいのだと、燃やすごみとして一緒に出せるようになるのだったら楽なのになという声があるのだったら、その辺も検討すべきところはあるかもしれませんが、生ごみが分けるのが難しくない、または自分のところで堆肥化している人たちもいる。そうした中でメタン発酵に行ってしまうというのは、やっぱり無理があるのではないのかなと思っています。

あとですね、やはり今回の金額ですね、168億円ですか、最大で。165億円。先ほど質問した中に入ってきてなかったのですが、メタンコンバインドをした場合に焼却だけだったら幾ら、それから……、それは先ほど言っていたのか、言ったよね。

ですから、そこについてやっぱり資料を請求したいと思います。

以上です。

以上ですというか、またちょっと答えていただけたらと思うのですが。

**○永本浩子委員長** ただいま、村椿委員のほうから

焼却のときの交付金とメタンコンバインドにしたときの交付金の違い等の資料を出していただきたいというお話がありましたけれども、説明はありましたが、改めてまた資料の提出を委員会として求めたほうがよろしいでしょうか、皆様御意見をお伺いいたします。

**○金兵智則委員** 今の資料要求、別に資料要求を否定するものではないですけれども、先ほどの説明以上のものが何か必要なのかどうか。口頭で16時間ですよね、16時間のときに幾ら、24時間のときに幾ら、そのときの維持管理費は幾らですという説明をいただいたのですけれども、それ以上の何かが必要なのか、その2分の1と3分の1の違いも出てきましたけれども、それをまた同じものをペーパーで出されてもどうなのかなと思ったものですから。

**○永本浩子委員長** 村椿委員、いかがでしょうか。

**○村椿敏章委員** 今の説明、口頭だけではなくて、やはりそういうものも示した上で、委員会で審査するのが必要だと思うのですよ。

なのに今、今日はもうこれが決まっているよというような感じで出していること自体が問題なのかなと思っているので、ぜひ資料としては出してもらってほしいのではないのかなと思います。

**○金兵智則委員** あくまで今回所管事務調査なので、これについて別に僕は賛成反対とかという話でもないですし、審査するものでもないので、丁寧な説明が必要だから必要だというならまだ話はわかりますけれども、審査をする必要性があるものではないので、それだと要らないのかなというふうに思います。

**○永本浩子委員長** ほかの委員の皆様も、今の金兵委員の御意見でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

村椿委員に関しては、また原課でいろいろお聞きしたいことがあれば聞いていただくということで、よろしく願いいたします。

ほかの質疑に関して。

**○栗田政男委員** 金兵委員の言っているとおりなのですが、要はこれ当市だけで決められる問題ではないと思うのですね。

だから説明を頂いて丁寧にお話を聞いているので、そのやり方は検討した結果そういうふうないいものを探っているというように私は捉えているので、当市だけでこれを議論し、それは駄目だ、いい

と言っていたって、ほかの自治体があるわけですから、その中でどういう答えというのが、それぞれの自治体でやっていらっしゃるのだと思うのですが、それも含めてね、この問題は非常に私たちだけで勝手に決められるという認識ではないのですが、原課としてはどういうふうに考えていますか。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時25分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

栗田委員の質疑に対する答弁から。

○田邊雄三市民環境部長 ごみの広域の検討につきましては1市5町でやっているところもありますので、1市5町でまず意見交換をし、決め、それを各議会に持ち帰ってまた報告しながら、御意見を頂くという合意形成を進めているところでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

あと、先ほどの村椿委員の御質問だったのですけれども、検討状況なのですけれども、今回御報告している内容については中間的なものになっております。

最終的な処理方式につきましては、先ほども質疑の中でありましたけれども、4月中には決めたいということで1市5町のほうで進めているところであります。

そういったことから、それにしても今どういう状況なのかというのを今回こういう形で御説明をさせていただいているというところで御理解を頂きたいと思えます。

また、人手部分なのですけれども、生ごみだけではなく、人手の不足というのは全体的なごみの収集ですとか、それに関わるものは全てにおいて、今後なかなか確保が難しくなるだろうという、難しくてもごみ処理を止めるわけにはいきませんので、そういったところでどういうふうに効率化もしていくのかというところの観点も含めて、処理の効率化と、あと分別のことも考慮しながら、今検討を併せてしているところになります。

ごみ処理につきましては永遠に止めることのない安定的なものをしていきますので、費用対効果というのもありますけれども、確実にごみ処理を将来的にも進めていける、そういう体制をどうやって組めるのかというところが第一の観点で検討を進めているところでございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑。

○古都宣裕委員 ごめんなさいね。

今、村椿委員とのやり取りの中で聞こえてきたのが、生ごみの処理に対してちょっと人の確保が難しいという話は何があったのかなど。生ごみ堆肥化がうまくいかなくて、何千万円もかけてもう一台機械を入れましたという、上手くやってもらって来ますという中で広域化の中で統一の方向にしようとかという話になってくるのであればですよ、まだこれから検討段階ということなのでしょうけれども、そうしたら、今までの生ごみ堆肥化処理について使ってきた施設を使わなくなるというような話になってくると思うのですよね。

そういった部分も含めて頑張ってちょっと人件費ももう少しやっぱり生ごみの中で仕事をするのも大変だからとか、その関係で人が集まらないというのであればとか、そういう部分もあると思うのですけれども、本当にその辺の費用対効果、もし網走は生ごみは入れませんということが可能なのであれば、その部分に入らない部分で、わざわざ今網走は生ごみの中でもティッシュごみですとか、割り箸だとか、そういったものも生ごみのほうに入っていますけれども、燃やすのであれば、そこはまた燃やすごみのほうに移動するのではろうとは思えます。

そうした中で生ごみは、要は三角コーナに溜まるようなもののみ処理するのは、果たして本当に難しくなるのかという部分もしっかりとこれ検討した上で、今お金ね、もうかけて回しているこの施設というのを無駄にはいけないと思うのですよね。ちゃんと生かさなければいけないし、これ生ごみに特化した施設ですからね。生ごみをこちに混ぜるとなると本当に使わなくなってしまうものだと思うのですよね。その辺もしっかりと検討した上で進めなければいけない、再来月ですよ。4月中には結論を出すという話なので、その辺しっかりと網走市として持っているこの施設は広域に歩調を合わせるといっても私は大切な部分ではあるのかなと思うけれども、その中でもやっぱりこれは網走市民の税金を使って、100万円、200万円の話ではないですから。うまく回らないといって、さらに追加でやって、今やっと回っているところを回って今数字がいいのを出しているわけではないですか。それを広域でやるからもう使いませんよという話が簡単にならないと思うのですよね。それをあと2か月これ結論づけるということですよ。

出来るのですかね、大丈夫ですか。

**○田邊雄三市民環境部長** 生ごみの今使っている施設につきましては、生ごみを借りにしないことになったときには、広域になったときには、恐らくストックヤードをさらに追加をしなくてはいけないというところで、そういうところへの転用だとかを考えるとということもあります。

あともう一つは、生ごみをこのまま続けていくというところにつきましては、人手というよりも、この技術が安定的に将来にわたって続けていけるのかというところは、我々にもやっている方たちにもなかなか即答できないところでもあります。というのは先ほど御説明しましたけれども、今70数%の堆肥化率になっていますけれども、以前は30%台というところにもなっていました。そこは技術を重ねてですね、知見を持ったのですけれども、次それを永続的に続けていけるのかというところがまだわからないところでもありますし、そういったところも加味してですね、今後どういう処理をしていったらいいのかというところを検討して、さらには広域での処理ということになりますので、1市5町で目安として4月中に処理を決めていく中で、網走市もどうしていくかというところは決めていかなければならないと思っております。

**○古都宣裕委員** 網走市はゼロカーボンシティ宣言をされていますよねという中で、さっきプラスチックの話をするときにそれはもう厳しいという話をしていたけれども、生ごみは突っ込んだという話を僕はちょっと通らないのではないかなと思うのです。

今の話ですと、ストックヤードとしては場所、特には活用できます。では破袋機ですかという、破袋機に何千万円もかけて、しかも2台目まで入れたたった数年でやめますという話は、僕はならないと思うのですよね。

その活用をしっかりと考えて、このゼロカーボンとか世界の流れを考えたら、網走は生ごみを継続しなければいけないのだと僕は感じますし、今話を聞いていくと、なかなか歩調を合わせる方向に意見が寄っているのかなという感じは受け取るのですけれども、そうではなくてやっぱり網走市は網走市としてやった上で、先ほど話したとおり、今、一緒に混ぜているティッシュですとか、割り箸ですとかそういったなかなか堆肥化に難しいものというのが省かれるわけですね。逆に堆肥化率は、僕は上がるのではないかなって思うのですよ、単純にですよ。

そういうふうな面を考えたときに網走はやっぱり

しっかりとした施設を持っているし、今後、そういった燃やせる部分というのをちょっとその部分を増やして三角コーナーのような、本当の生ごみだけが入るような形にしていくような方向に持っていったほうがゼロカーボンとの差異もないですし、市民の負担もその分は、網走は生ごみ入れませんよって話になれば、その負担を減らす話も広域ですのであればその話もできると思うのですけれども、その主張は僕はしっかりとしないといけませんし、流されてやっちゃいましたって、一緒にやりますって破袋機は使えなくなりました、負担は市民に行きますというのは、なかなか僕はそれでいいですよと話できないのですね。そこはしっかりと1市5町の中でちゃんと話さなければいけないと思うのですけれども、しっかりとそれは網走市としての主張をしていく必要があると思うのですけれどもいかがでしょうか。

**○田邊雄三市民環境部長** それぞれの課題、古都委員がおっしゃったようなところが、各町の課題にもなっておりますので、そういった中で各町の考えを決めて持ち寄って話して、そこから広域でどうやっていくのかというところを今のところやっておりますので、ほかに流されるというところではなくて、まずは網走市はどうしてするのかというところは決めて協議に臨んでいるところであります。

**○古都宣裕委員** 網走市の主張としては、そうしたらしっかりとその部分、焼却炉を造ったときに私は分別、生ごみ堆肥化についてはメリットしかないかなと、その部分だけ見れば思うのですけれども、その部分をしっかりと連絡の中で事務協議しているところでは主張していただきたいと思います。

以上です。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

**○金兵智則委員** 種々議論がありましたのであれですけれども、まず資料3-1号ですけれども、令和6年4月中に中間処理方式を決めるスケジュールと、これも先ほどからちょっとスケジュールの話ばかりしていますけれども、これを守らないと言えいいですかね、例えばここで決めないと後々のスケジュールに影響があるというイメージでよかったですか。

**○田邊雄三市民環境部長** そのとおりで中間処理方式を決めるのが大体4月末から5月、そういったところで決めていくことで、その後のスケジュールに



合うということになります。

**○金兵智則委員** 詰める段階まで来ている中での委員会での御説明、調査なのかなということですが理解しますけれども、見るからにメタンコンバインド処理が優勢なのかなというふうに見受けられる資料だなというふうに思うのですけれども、これあれですよ、生ごみを集めてきてガスを発生させる発酵槽が何かに入れて、それで水気が飛ぶのでしたかね、バイオマスガスを発酵させた残渣について燃やすというイメージで、それは間違いなかったですか。

**○田中正幸生活環境課参事** メタンコンバインド処理ですが、可燃物としてですね、生ごみを一緒に集めまして、それを機械選別します。発酵に適さないものは焼却のほうに行きます。機械で分けて発酵に適したものがメタン発酵槽に入って、そこで発酵処理をしてメタンガスを抽出すると。最後は、発酵が終わった発酵残渣についてはですね、脱水処理をして、残渣は焼却のほうに行くというような流れの処理になります。

**○金兵智則委員** ということは、別に分別方式は今のままであっても別にその水気があるものを燃やすというわけではなくて、この方式になると焼却炉に対する負担が少ないよということが検討されたのだというふうに思います。

ただ、1年前にでしたかね、中間処理方式の比較検討というのをたしか出してもらって、そのときに金額の話も2分の1、3分の1という補助の話もたしかそのときの資料には載っていたというふうに思います。

ただ、あのときのメタンコンバインド方式のメリット、デメリットは結構デメリットのほうは多かったようなイメージ、そして寒冷地でやるにはどうだという話もあった中で何か方向的にはメタンガスのほうに何か移りつつあるのかなというふうに思うのですけれども、その辺のメリットはもう1年前と比べて、この時間がデメリットの解消に何かつながったのでしょうか。

**○田邊雄三市民環境部長** メタンコンバインド方式というのは比較的新しい、2015年以降出てきた技術になりまして、当然全国的にも導入されている町は少ないというふうな形になっております。

当然、比較検討したときには、そういったところトラブルも出てきているというところは承知をしているのと、委員おっしゃるとおり寒冷地での実績が、道内でのメタンコンバインドだのシステムも入

れているところはないという状況、そういったことから焼却とメタンコンバインドをまだ比較しているという状況で、それから年数もたっていて、最近では3年ぐらい前にメタンコンバインドを入れた自治体もありますので、そういったところの状況、あとメタン発酵を道内でしていないというところではなくてメタン発酵だけをしているところもありますので、そういったところの状況も加味した上で、道内に実績がないからとかではなくて、きちんとどうやったら動かすことが可能なかということも見極めた上で比較検討して結論を出したいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** はい、わかりました。

あれからちょっと時間もたっているしという話もあったのですが、ちょっとそこでお伺いしたいのですが、資料3の維持費、ここでメタンコンバインド処理方式の値段しか出てないので明らかにそっちに進んでいるのかなというふうに見えてしまうのだというふうに思います。

比較検討すると言いながら、さっきの村椿委員じゃないですが、比較検討のほかの材料が僕らには説明がないということは、それに決定して島っているのかなというふうに思ってしまう人もいるのではないかなというふうに思います。

その中で先ほど施設整備費、諸々ランニングコスト、維持管理費の話も聞いたのですが、宅盤造成等の費用については、これはどの方式になっても、この金額ということで理解してよかったですか。

**○田邊雄三市民環境部長** 今の段階では各メーカーにアンケートを取って、最大が1万5,000平米必要だということが出ていますので、当然これよりも少ないところもありますので、そこは発注段階で最終的に決定するというところでもあります。

処理施設だけではなくてそれに付随するものをどういうものが具体的になるのかということも含めて決定するものですから、最大で今見ているというところでもあります。

**○金兵智則委員** そうなってくると、多分メタンコンバインド処理方式が一番施設的に大きくなりそうな気がするのですよね。ガスをためる槽っていえばいいですかね、あれも必要ですから、となると焼却処理施設だけであれば、ここまでかからない可能性もあるということですよ。

**○田邊雄三市民環境部長** メーカーからの概算の面

積数でありますので、実際は焼却だから狭い、少なくとも済むとかメタンコンバインドだから最大を取るとかということではなくて、あるメーカーでは焼却でも同じぐらいの面積を言ってきたところもありますし、先ほどのメタンコンバインド、要は焼却施設とメタン発酵施設を持ちますので、当然2つの施設があるということになりますと、それだけ敷地面積も必要となるのですけれども、メタン発酵にも横型の施設と縦型の施設でありますので、そうすると縦型になれば、面積は少なくなるということになりますので、一概にメタン発酵だから広い、焼却だから狭いということではないというふうに理解しております。

**○金兵智則委員** でも、僕らに出されているのはメタンコンバインド処理方式施設の金額しかないので、それを理解はできないですよ。

なので、もしそうだとしたらそっちの方が安いのではないのというふうに思っちゃっても、それは致し方ないですよ。そこはじゃあ、そういうことで一応言ってきます。

それで、さっきの施設整備費とランニングコストのお話なのですが、これそんなに大きく変わらないから2分の1と3分の1なら2分の1の方が有利だよというようなイメージなのですが、本当にそんなに変わらないのですか。

ちなみにランニングコストって、多分ガスで電気が発生したりするのかもしれないのですが、それを電気に流用するので、ランニングコストが低く抑えられているとあってそういうところもあるのですかね。

そういうのを全く加味されてない金額なのでしょうか。

**○田中正幸生活環境課参事** こちらもですね、施設の維持管理費も5.5億円から9億円ということの中身ですが、発電した電力を自家消費できるのですけれども、その分は加味されていない維持管理費となっております。

**○金兵智則委員** ということはそれが上手く行けば、もっと維持管理費がメタンコンバインド方式のほうが、値段が安くなる可能性が出てくるということなのですか。何かちょっとごめんなさい、本当ですか。

**○田邊雄三市民環境部長** この資料につきまして、ちょっとわかりづらかったところもあるかもしれませんが、一番かかる焼却にしても、メタンコンバイ

ンドにしてもある程度このぐらいはかかるという目安のものをこちらに載せたというふうに認識をしまして、焼却も幅がありまして、メタンコンバインドも幅がある、そういった中でこの範囲内でどちらも、整備が可能であろうという数字、その中で交付金は、メタンコンバインドのほうが2分の1なので、安いほうを取っている、費用的には高いほうを取ったということになっています。

この範囲があるのは、焼却施設でいくと、準連続とか全連続か16時間運転か、24時間運転かで人員が変わってくる、メタンコンバインドは基本的には24時間運転なのですけれども、夜はメタン発酵は15日間ぐらいずっと発酵し続けるので、人手はいるのですけれども、その辺は実際は24時間運転と変わらないという、そういったところもあって、ランニングにしても焼却と変わらない部分も出てくるということになっていまして、そうすると大体今のところの目安でいくと、このぐらいの範囲内で施設規模は収まるのではないかという、今段階の検討の状況をお示したところです。

**○金兵智則委員** 参考程度にというような説明だったのかなというふうに思いますけれども、何か疑問が多く残る状況だなというふうに思います。

別にそれを止めるのは僕らには権限がないのでどういった話になっていくのか、ですけれども、ちょっと多分丁寧に丁寧に説明をしてくれようというふうに思っているのだと思いますけれども、あからさまに1つのほうの金額しか出てないですとか、それだともう、既成事実としてあるのだったらもう、どうしようもないよねというふうに、思ってしまう人もいらっしゃるような気がします。丁寧にしていだけるなら最後まで丁寧にしていきたいなというふうに思います。僕らもいろいろ聞かれる立場ですので、答えられないことが出て、せっかく丁寧に説明してくれるなら、僕らがちゃんと答えられるような資料、説明の仕方をしていただきたいなというふうに思うところです。

それだけ言っておきます。

**○栗田政男委員** 施設を造る施設によって補助金が違うというのは、負担割合というか、交付金の額が違ってくるとい話だと思っただけけれども、どうしてそういうことが起きているのか、まずは説明してください。

**○田中正幸生活環境課参事** 交付金の率の違いなのですが、単純な焼却施設が3分の1、メタン

コンバインドが2分の1ということで、国もバイオマスの有効活用というのを推進しておりますので、こういった交付率のメタンコンバインド方式が2分の1という優遇がされているという状況になっているところですよ。

**○栗田政男委員** 環境に配慮した施設であれば、たくさん出しますよということなのでしょう、誘導しているのだよね、国がね。国が誘導しているということは国が推奨しているから、国が例えばメーカーのほうからたくさん政治献金もらっていると、変な僕はどうも考えた考え方を、だとするとそういうこともあるのかなって随分変な話だなというふうに思うので、それを国がそういうふうに決めているのでそれに従って。説明の中では、費用はかかっても補助率がいいって、この補助というのは非常にくせ者でして、本当にそれがこの今回の案件として、適正かつ有効なものかというのがなかなか見えなくなってくる部分があるのですね。

これは僕の経験上というところの件がそうでした。2割の補助があるために今出来上がろうとしている施設は、単なる自治体の箱になってしまったという実績が現実にあります。本当は官民一体となった施設のほうが僕は適切じゃないかという、ずっと提言し続けたのだけれども、それが通らなかった理由の一つに、その補助の絡みがあるので民間とかそういう施設は参入できないという答弁を頂いた経緯があります。それが本当だったかどうか、今それを言ってもしょうがないのですけれども、それも例にとっても、やはりその国の補助金というのはどうも、誘導しているような気がしてならないのだよね。何らかの付度が働いているのではないかという、僕は考えてしまってもしょうがないような気がするのでもっと補助金の額、確かに桁が大きいのでね。大きいと思いますよ、何十億も関わってくるので、けれども将来に渡ってこの施設がやっぱり何十年、50年100年と100年に使える改修しながら使ってくるのですよ。

そうなったときにそればかり考えていると何かちょっとずれてくるのかなという気がするのですけれども、原課のほうでその補助金に目が眩んでいるというようなイメージはないの。

**○田邊雄三市民環境部長** 先ほどもお答えしましたけれども、ごみ処理につきましては効率的ですとか、安いからという観点ではなくて、継続的にきちんとできる方法を選定していくということをまず念

頭に置いておりますので、そういった考えをまず持ちながら、今後の広域の処理につきましても、検討進めていきたいと考えております。

**○栗田政男委員** なんか答えになってないのだけれどもさ。

こういう事案の場合は、最新のものが最良であるという一つ考え方というのは当然ね、最新のものはそれより優れているという感覚がこれはもう万人の共通の認識です。ですから、それに対する投資というのは当然必要ですし、国の補助がどうだからという観点だけではなくて、やっぱりいろいろな方面から考えて、ベストなものを皆に投げかけて作り上げていくということが大事なので広域だから、それは言えないとか、さっき僕が質問しましたけれども、勝手には決められないけれども皆で考えていくというスタンスね、きっちり持ってほしいし、大変網走の職員の皆さん優秀ですからね、いろいろな情報投げかけるという立場にあるのではないの。

しっかりとね、その辺を皆と共有して、ベストなものをつくるという気持ち、それはその金ありきではなくて、もっとやっぱりこのね、ごみ処理ってさっきから言っているでしょ。未来、継続にきちんとやらなくてはいけないと、これは行政の役割ですから、大切な役割で責務なので、それをしっかりとやってほしいなと思うのと、丁寧な説明というのを誤解されているようだけれども、事細かく出せと言っているのではなくて、やはり我々にタイムリーにしっかりとした情報で市民に説明するのは我々なのですよ。

ここをしっかりと押さえないと、皆さんがあっちこっちで話すことよりも、私たちが聞かれることがはるかに大きいし、市民の皆さんも私たちの話を聞きたがっているわけです。

だから良い情報をしっかりと的確に頂いて、みんな考えてこの地域のみんなで考えていくというスタンスをしっかりと持ってほしい。

それを言いたかったのかな、そういうお願いをしたいと思います。

**○永本浩子委員長** そのほかに質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件に関しては、この辺で終わらせていただきたいと思います。

次に、議件4、第7次網走市障がい者福祉計画並びに第7期網走市障がい福祉計画の策定について、説明を求めます。

申し訳ありません、それでは、資料3号の④の説明がまだ行われておりませんでしたので、その件に関する説明をお願いしたいと思います。

**○田中正幸生活環境課参事** 一部事務組合の体制案について御説明いたします。

資料3号、④を御覧ください。

資料の左側の部分が理事者側となります。管理者につきましては、1市5町の市長または町長から選出、ほかの市長、町長、または町長が副管理者ということで入っております。

例としまして、これは網走市が持っている消防組合議会を参考しておりますので、管理者の町の副市長、副町長が副管理者に入ということで5町の市長、町長プラス副市長、副町長が入って管理者が6名というふうになっております。

事務局につきましては他の一部事務組合を参考に大体総務系の係と施設系の係を要しておりますので、このようになっておまして、人数については総務系の係で3名、施設系の係に4名ということでこれから精査をしていきますけれども、こういう体制となっております。

それから会計管理者については、構成市町の会計管理者の併任、そして議会につきましては今後定数等を決めていただき、各議会から選出していただく。それから議会事務局についても、構成市町の中に置くということになります。

監査につきましては、代表監査は構成市町から1名を選任いただく。監査委員の1名につきましては、組合議員の中から選出いただく。

そして公平委員会につきましては、公平委員を構成市町から1名選任いただくと、これが消防組合の例に沿ったような内容の体制案となっております。

説明は以上となります。

**○永本浩子委員長** ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

**○栗田政男委員** こういう話も今日初めて聞いたのだけれども、イメージしてしまうのはこういう事務組合をつくる時、やっぱり今説明にあった消防組合ですよね。消防の場合はそんなにたくさんでやってなかったケースなので今回の場合は多くなるのでね。そう簡単にこの事業組合つくりました、議員さん出てください、構成メンバーですということなの

だけれども、この事務組合という性質上、各自治体の議員さんがここにメンバーとして入るというシステムになっているのか、ほかの人は入っていいのか、ちょっと別にしても、そういうふうを考えるのですけれども、私たち網走市議会も今日初めて聞いています。

ほか町の皆さんの議会でちゃんとこの組合を立ち上げることにしているコンセンサスというのは通っているのでしょうか。

**○永本浩子委員長** 暫時休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後2時02分再開

**○永本浩子委員長** 再開いたします。

栗田委員の質疑に対する答弁から。

**○田邊雄三市民環境部長** 一部事務組合につきましては、組合議会も含めまして、スケジュール的には以前お話をしておまして、現在各町におきましても同様に内容について御説明をして、意見集約をしているところというふうに認識しております。

**○栗田政男委員** 各議会のほうでもそういう認識で動いてもらっているというのはいいいのですが、そこで確認というか、私もこのケース初めてなのでちょっとピンとイメージが沸かないのですが、ごみ処理というのは通常は、当市もそうですが、各自治体に指定管理者の民間が入って、いろいろなことをしています。

実務はいろいろな形でそれぞれになるのでしょうけれども、消防組合と違うのは、じゃあ一体事務局的なことをどこにおいて、どういう構成の人たちが進めていくというのはい何かピンと来ないのですが、現状検討されている中では、どのような組織図というのが、その部分だけで結構ですけれども、考えられているのでしょうか。

**○田邊雄三市民環境部長** 資料3号の④の赤く点線で囲った部分があるのですけれども、ここが事務局となります。上には、事務局長がおりますけれども、網走市で想定すればここは部長職で事務局、次長というのが課長職、その下に係があってということで、ここが事務的などころ全て担う。あと運営につきましては、民間に委託ということ想定されるのですけれども、基本的な事務を進めていくのは、この組合の事務局が進めていくという想定で今御説明をしております。

**○栗田政男委員** 集合体の構成メンバーになるのですよね、事務局はその現場というか、建設予定地が

大空町ですよね。そこが中心で担うのか、またまた、網走市が非常にこの中では大きな市になりますから、そこは中心になるのかによって、イメージというのかな。その指定管理者も各自治体、今お願いしているところでのキャパで間に合うのか。

入札でそれぞれ各自治体から出てもらってやるのかと、非常にいろいろな問題がここに出てくるような気がするのですが、それについては全然問題なく進められそうですか。

**○田邊雄三市民環境部長** まだ、そこまでの協議はしておりませんので、今後ということにはなるのですが、基本的には、負担割合が大きいのは網走市、その次美幌町、斜里町となりますので、そこは中心的に関与をしていかななくてはいけないという認識でおります。

**○栗田政男委員** 本当に初めてのケースだから、というか消防でどうしてもイメージしてしまうので、消防の場合は、中心の事務局なんていうのは、自治体のね、消防署がちゃんとやってくれるので、非常にスムーズに進んでいる部分もあるのですが、集合体になったときに大空町が建てる場所なので、そこg中心になってやるのか、大きいところがやるのかといろいろな考え方が出るのかなという気がして、ちょっと心配だったので聞きました。

了解です。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件につきましては以上で終わりたいと思います。

次に進みます。

---

**○永本浩子委員長** 議件4、第7次網走市障がい者福祉計画並びに、第7期網走市障がい福祉計画の策定について説明を求めます。

**○清杉利明社会福祉課長** 資料4号及び、計画の素案につきまして御覧願います。

第7次網走市障がい者福祉計画、ハートプランⅧ及び第7期網走市障がい福祉計画の策定につきまして、御説明いたします。

1の計画の位置づけについてでございますが、本計画につきましては、3つの計画からなっております。

1つ目は、第7次障がい者福祉計画、ハートプランⅧで障がい者基本法に基づく、当市の障がい者施策の基本指針となるものでございます。

2つ目は、第7期障がい福祉計画で障がい者総合支援法に基づく、当市における障がい福祉サービス等の提供に関する事項について定めているものでございます。

3つ目は、第3期障がい児福祉計画で児童福祉法に基づく、当市における障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供に関する事項について定めているものでございます。

なお、当市におきましては、幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援を進めるために障がい者福祉計画及び障がい福祉計画に包含をし、策定をしております。

2の計画期間でございますが、計画につきましては、平成18年の第1次計画以降3年ごとに計画策定を行っておりまして、第7次の計画期間につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間となっております。

3の計画の内容でございますが、構成は3部構成となっております。第1部は計画の概要で素案のページとしましては、1ページから6ページとなっております。

第2部は、障がい者福祉計画で素案のページとしましては、7ページから36ページとなっております。

第3部は、障がい福祉計画で素案のページとしましては、37ページから60ページとなっております。

なお、先ほども申し上げましたが、第2部と第3部の各計画には、障がい児福祉計画を包含しているところでございます。

第2部の第1章は計画の方針となっており、素案につきましては7ページ以降となりますが、基本理念を1つ目は、だれもが生きがいを持ち、障がいのある人もない人も共に支え合うまち網走、2つ目として、支援が必要な子供たちが健やかに育つまち網走の2つとしまして、基本理念につきましては、前回の計画と変更はございません。

方針につきましては、1つ目がお互いを知り、高め合うまちへ、2つ目は地域で支え合い、安心をつくるまちへ、3つ目として、みんなが活躍できるまちへ、4つ目は飛び、5つ目が、子供と家族が安心して暮らせるまちへ、以上の4つにつきましては、変更はございませんが、4つ目としまして、みんな

が通じ合うまちへにつきましては、一部を変更しております。

それにつきましては、手話言語条例に基づく施策をここで掲げておりましたが、手話はそれ以外にも意思疎通ツールとしまして、要約筆記など様々なツールがございますことから、意見がありまして、みんなが通じ合うまちへということで、今回変更しております。

第2章につきましては、施策の展開となっております、方針ごとに体系を設け、施策を記載しているところがございます。

素案のページとしましては、11ページ以降となっております。

方針の1の1つ目としまして、障がいの理解促進と人権尊重、差別解消の推進、2つ目の体系として、相談支援と情報の共有サービス等の情報提供の充実としまして、施策を記載しております。

資料は2ページになりまして、方針の2としましては、1つ目として地域福祉と生活支援の充実、2つ目として、保健事業と医療体制の充実、3つ目として、外出しやすい環境と地域安全対策の充実としまして、施策を記載しております。

方針の3つ目の1つ目としまして障がいがある方の就労支援、2つ目として、障がいがある方の社会参加、文化スポーツ活動の支援としまして、施策を掲載しております。

方針の4つ目の1つ目としまして、網走市手話言語条例に基づく施策の推進、2つ目として、意思疎通支援の推進としまして、施策を掲載しております。

方針の5つ目の1つ目として、早期の気づきと一貫した支援体制の充実、2つ目として、保育と教育の充実と関係機関の連携、3つ目として、医療を必要とする在宅重度障害児者への支援。以上、12の施策につきまして記載をしております。

次に、第3部の第1章につきましては、障がい福祉計画の基本事項となっております、素案のページとしましては、37ページ以降となっております。

目標につきましては、7つを掲載しておりますが、1つ目としては福祉施設の入所者の地域生活への移行、2つ目として精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、3つ目として地域生活支援の充実、4つ目として福祉施設から一般就労への移行等、5つ目として障がい児支援の提供体制の整備等、6つ目として相談支援体制の充実強化等、7つ

目として障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築、以上7つとしまして、各目標に目標値を設定をしております。

第2章につきましては、障がい福祉サービスとなっております、素案のページとしましては、46ページ以降に掲載をしております。

ここでは、障がい者総合支援法及び児童福祉法に基づく、サービスの分類ごとに今後3年間のサービス量の見込み等を記載しております。

第3章につきましては、地域生活支援事業となっております、素案のページとしましては54ページ以降となっております。

ここでは、障がい者総合支援法に基づく、地域生活支援事業について、事業実施の有無や利用料の見込み等を記載しております。

以上が計画の内容となっておりますが、4のパブリックコメントの実施につきましては、現在、2月21日から3月12日までの期間としまして、記載の内容についての意見の受け付けを行っております。頂いた意見につきましては、計画策定委員会に報告をしまして、最終的な計画の参考とさせていただく予定となっております。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは、ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

**○村椿敏章委員** 障がいの福祉計画なのですが、過去にも質問したことがあったのですが、就労できる企業が少ないなという気がしております。

今回の計画でいくと、就労の移行支援というところをある程度重く見ているのかなと思うのですが、ここについて、どのようにして企業を増やしていくと考えているのか、その辺について伺います。

**○清杉利明社会福祉課長** 方針でいきますと、方針の3つ目に就労に関わる支援等の取組を掲載しているところですが、今後につきましては、なかなか就労の実態の把握を進めるために、新年度予算にも関わりますが、実態の基礎調査なども行いながら、また、計画策定のためにアンケートも実施をしておりますが、その中では、就労するためにいろいろな資格を取りたいというようなアンケートの御意見もございましたので、資格取得費用、助成して一般就労につながりやすいようにということで、支援の策も盛り込んでいるところでございます。

**○村椿敏章委員** 障がい者に対してのアンケートというところが、今回の計画の中にもかなりよく盛り

込まれているのかなと思うのですけれども、やっぱり、その受け入れる側の企業のほうになぜ受け入れられないのかとか、その辺についても調査が必要なのではないのかなと思うのですけれども、その辺についてはもう既に行われているのでしょうか。

**○清杉利明社会福祉課長** 今までも3年ごとには、企業向けに就労調査などは行ってきておりますが、今回も企業数を増やすなどして、実態の把握に努めていきたいというふうに思っております。

**○村椿敏章委員** ぜひその辺は今後も強化していただけたらと思います。

以上です。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

**○古都宣裕委員** ちょっと1点伺いたいのですけれども、この計画の中でも高次脳機能障害のことに触れていらっしゃるというふうに思うのですが、診断ができる体制というのは網走市内にはないと、俗に言う発達障害というところの部分なのですが、美幌療育病院もそれができない状態になっているという近隣の現状もある中で、児童のほうについてはまだ親御さんとかが元気だろうというので車とかがなくても、公共交通使ったりとか、車があれば、車で送迎という部分があるのですけれども、こういったものって官貸とかするような類のものではないので、となると子供がやがて成長して大人になったときに、その親御さんが御存命で元気であればいいのですけれども、やはり人間なので年老いていたりとか、最終的には亡くなったりとかした中で1人になったときにも安心して生活できるような環境づくりのための計画だと思うのですよね。

そうした部分の網羅というのはどのようにされているのかなというので、1人でちょっと遠方に公共交通を使っていくのが厳しい方だとは思いますが、そうしたことの補助的な部分というのでも網羅すべきなのかなと考えているのですけれども、その辺のところは計画に入っているのでしょうか。

**○清杉利明社会福祉課長** 遠方への通院といいますか、診断といいますか、その部分につきましては助成制度というのは設けてはいないところですが、地域で生活をする1人でも生活をしていくという部分では入所施設ですとか、グループホームですとか、そういう施設につきましては、ございますし、ただ遠方へ通院をするという部分では、助成制度というのは設けては、今現在では設けてはいないというところでございます。

**○古都宣裕委員** その人が助成したから行けるかというのではなくて、その人が1人になって、家族で頼れる人がいないときに、例えば私、言っているのは重度で施設に入りましょうよという方の話ではなくて、グレーゾーンである程度自立はできるけれども、またその補助が必要だろうというような方がそういった診断を受けなければいけない。毎年ではなくても、やっぱり定期的に何年か置きとかでも行かなければいけない場合におけるサポート体制をある程度構築、お金をあげるから行けますとかではなくて、やっぱり一緒について行ってあげないとなかなかそれが難しいと、その1人を連れていくのではなくてそういった方が何名かいるなら、極端な話ですけれども、マイクロバスで連れて行ってあげるだとか、そういったサポート体制が今後必要ではないだろうかという部分でそういった部分も網羅していますか、また今後、考えていますかということの質問だったのですけれども。

**○結城慎二健康福祉部長** まずは誤解のないように1つ、今御質問の中でのお話なのですが、高次脳機能障害と発達障害は全く別なものでございまして、多分、委員御指摘の部分は発達障害の部分になるのかなというふうに思います。

今御指摘のあった点ですね、計画書でというところの15ページになるのですけれども、障害のある方が例えば高齢化だとか、親亡き後にこの網走でどうやって生活していくか、その生活していく上での支援体制の拠点となるのが、地域生活支援拠点というものがございます。

まだ、この圏域で整備はできていないのですけれども、この地域生活支援拠点がまさに生活であるとか、社会の中で様々な困りごとに対して、包括的にサポートを行っていく場所になりますので、この計画期間中にこの地域生活支援拠点を整備したいというふうに計画には盛り込んでおります。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

**○里見哲也委員** これ大変重要な施策というのか、やっていかなければいけないことだと認識しています。

今日予算の話でないですけれども、予算の中にもたくさん、本当にこの障がい者福祉に関する項目があって、正直びっくりしたのですけれども、この継続性というのは、これは国の施策との兼ね合いがあるのでしょうかと思うので、ここを聞きたいのですけれども、今後も外に出ていただくというような方向性

のように感じたんですが、もっと広がって網走市としては、大きく言うと地域のほかの市町村のそこまで手が回らない人たちを網走市で受け入れるという方向とか、そういった視点もあるのか、この点について伺います。

**○結城慎二健康福祉部長** 今、実は障がい福祉の分野で言いますと、トータル的な相談を受ける場所として基幹相談支援センターというものがございます。こちらについては、網走市単独ではなくて、近隣4町含めまして1市4町で共同運営、共同設置をしております。

そのほかにもですね、近隣1市4町で様々な分野で障がい福祉の分野は連携を取って施策を進めています。

ですから、例えば、その近隣の方を網走に転院を誘導するというのではなくて、やはりそれぞれがそれぞれの地域で暮らしていけるような支援を1市4町で共同で組み立てていくというほうが、私たちが進めている方向性かなというふうに思っております。

**○里見哲也委員** 予算もかかることなので、国の支援というかその辺が気になって、それで国の方向性というのを聞きたかったのですけれども、継続性というのかな、この辺りは先ほど委員の質問がありますけれども、親御さんと子供さんの年齢差みたいな、だんだん両方年を取っていく、なので町中に例えば、グループホームもそうですけれども、生活できるように入所ばかりではなくて、グループホームなんかの支援、それから就労支援、就労支援はなかなか難しいところがあるのは認識していますけれども、そういうことでどんどん町に出て生活できるようにしていただくというそういう支援なのかなというふうに思うときに、継続性が非常に重要になると思ったものですから、この継続性というのは、今後とも広がっていくかどうかちょっと別としてもですね、単発ということではないのかというところを聞きたかったのですが、いかがですか。

**○結城慎二健康福祉部長** 障がい福祉サービスにつきましては、法令に基づくサービスとそれぞれの自治体で行っていく地域生活支援事業などがございますが、どちらにしましても形態ですとか、内容ですとかが若干、変わっていく可能性はございますが、継続されていくものというふうに認識しております。

**○里見哲也委員** わかりました。

ありがとうございます。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

**○永本浩子委員長** それでは、次に議件5、第2期網走市自殺対策行動計画の策定について説明を求めます。

**○本橋洋樹健康推進課長** 資料5号を御覧願います。

第2期網走市自殺対策行動計画の策定につきまして、御説明いたします。

1、計画の策定についてでございますが、この計画は国の自殺対策基本法に基づき策定する市町村自殺対策計画であり、当市では平成31年3月に第1期網走市自殺対策行動計画を策定し、様々な自殺対策に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の拡大が計画に基づく事業の実施に少なからず影響を与えております。

網走市における自殺者数は、平成26年以降は減少傾向が続いていましたが、令和5年は対前年比で増加に転じており、決して楽観できる状況にはないと考えております。

こうした国及び当市の状況を念頭に5年経過しました第1期の計画の評価、見直しを行い「ともに生きる網走～第2期網走市自殺対策行動計画～」を策定し、生きることの包括的な支援として、市全体で自殺対策に取り組み、誰も自殺に追い込まれることのない、網走市の実現を目指してまいります。

2の計画期間でございますが、令和6年度から令和10年度の5年間としています。

3番の計画の内容でございますが、素案の構成は第1章から第5章までとなっております。

素案の1ページから第1章、計画策定の概要であります。

内容につきましては、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の期間となっております。

素案3ページから第2章、網走市における自殺対策の現状であります。

内容につきましては、網走市の自殺の現状、網走市の自殺の特徴で主な自殺対策の取組となっております。

3ページの網走市の自殺の現状としましては、令和4年までの10年間の推移を見ると、多少の増加に



転じている年もありますが、長期的には減少傾向にありました。

令和5年度は暫定値ですが、8名と前年と比べ増加している状況であります。

4ページの自殺の特徴ですが、男性は40代、50代、80代、女性は60代、80代が全道や北網医療圏と比較して高い割合となっております。

素案9ページから第3章網走市の自殺対策の取組評価であります。

内容につきましては、第1期計画の各事業評価となっております。

素案20ページからは、第4章いのちを支える自殺対策における取組であります。

6年からの第2期の計画の基本施策、重点施策生きる支援関連事業、取り組む事業の内容となります。

20ページからの基本施策では、地域におけるネットワークの強化では子供や若者に関わる部署や、期間が情報共有や意見交換を行う子供、若者自殺対策連携会議を設置してまいります。

市民の感染症対策に関する不安軽減のための感染症講演会や、人と人の交流機会を生み出す食育講演会の開催などを計画の評価事業として追加しております。

28ページからの重点施策では、子育て世帯への経済的負担軽減策としての子育て施設給食費無料化事業なども、新たに計画の評価事業として追加しております。

素案の45ページには、第5章自殺対策の推進体制等となっております。

自殺対策組織の関係図や担当課を記載しております。

素案46ページからは関係資料といたしまして、自殺対策基本法や庁内連携会議設置要綱を添付しております。

以上が計画の内容となっております。

4番のパブリックコメントの実施についてでございますが、令和6年2月21日から3月19日までの期間として、市民を対象に意見募集を行い、頂いた意見につきましては、計画の参考とさせていただくとともに計画に資料として記載を行う予定であります。

説明のほうは以上であります。

**○永本浩子委員長** ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

**○金兵智則委員** 第2期計画ということで第1期を評価、検証した上でということでしたけれども、取りあえず第1期の計画については、担当課としてはどのように評価をされているのか、ちょっとどこかに書いてあるかもしれないのですけれども、ちょっとすぐ見つけられなかったので改めてお伺いしたいというふうに思います。

**○本橋洋樹健康推進課長** 第1期の評価ですけれども、市全体で自殺対策に取り組むという意識を持つことを目的として、この自殺対策に取り組んでおります。

事業評価の中には、他課の部分もありますので、それぞれの課で評価をしてもらっている関係もあります。

担当課としましては、おおよそ計画どおり実行されていたというふうに認識しております。

**○金兵智則委員** この対策の目的は多分自殺する方をなくそうというのが多分根底で、どういう理由かわからないですけれども、結果として増えてしまったという実情がある中で、取りあえず事業的にはやったから達成だというようなふうに捉えかねないような説明かなというふうに思ってしまったのですけれども、その点は全部踏まえた上での評価というわけではなくて、事業としてはこれに書かれていて、皆さんでそういう意識を共有しようよという計画の目標だったから、それについてはできたというような意味合いだったということでもいいですかね。

**○本橋洋樹健康推進課長** 委員のおっしゃるとおり、そのような評価という形になっております。

**○金兵智則委員** はい、わかりました。

計画の中では、その意識づけという部分については、第1期ではクリアできたのかなと、ちょっと数が増えてしまったことについてはちょっと残念なところもあるけれどもというところで、第2期について改めてじゃあ、一歩どのように進んだのか、お伺いしたいというふうに思います。

**○本橋洋樹健康推進課長** 第2期の計画になりますけれども、先ほど自殺者数が増えたということで、令和5年、去年になりますけれども、増えている状況などもありますので、次期計画における具体的な事業としまして、子供や若者に関わる部署や関係機関の情報共有や意見交換を行い、個別支援が必要な事例が発生した際に対応する子供若者自殺対策連絡会議を設置して、今後連携をこれまで以上に深めながら、子供や若者の自殺対策にまず取り組んでまい

りたいと考えております。

**○金兵智則委員** ちょっと子供、若者については強化をしていきたいということを令和5年度でしたかね。そういったちょっと事件というか、事故なのかわからないですけれどもそういうこともあったというものを踏まえてなのかもしれないですけれども、あと高齢者の関係がほかに比べるとちょっと高いよという、さっき数値のところの説明がありましたけれども、そういう数値がありながらも、そっちに力を入れていくというようなことなのですかね。

**○結城慎二健康福祉部長** まず、子供、若者の部分でいきますと、実は全国的にも子供、若者の自死の件数が増えてきております。

国が集中的な対策プランを立てて実施をしているということなり、網走市の状況などを踏まえて先ほど課長から話したような対策を取っていくということにしております。

高齢者のほうもですね、計画本編のほうに記載をしているのですが、重点項目として高齢者に対する取組、主に福祉施策との連携ということになりますけれども、その中で対策を強化してまいりたいと考えています。

**○金兵智則委員** はい、わかりました。

ところで、ちょっと今1点お伺いしたいのですが、今部長の口からも自死という言葉が出ました。

ただ、この計画自体は自殺という言葉を使っているのですけれども、その辺の何と言うのですか、使い分けというのか、言い回しそれって今後どうして行きますかね。

**○結城慎二健康福祉部長** 申し訳ありません。

先ほど僕、自死という言葉を使ったのですけれども、やはり、自殺という言葉にネガティブなイメージを持たれる御家族、御遺族の方もいらっしゃるということは承知しております。

社会的に自死という言葉を使うときも多くなっているのですが、実は自死という言葉自体にも、様々な疑念、課題を持っている方々も多い状況でございます。

今回、この計画自体は自殺対策行動計画ということで名前を変えておりません。

国も法律の名前も変わっておりません。

当面、市としては、言葉としては自殺という言葉は使っていくことになろうかと思っておりますけれども、これも関係する皆様ともう少し意見交換が必要な

というふうに考えています。

**○金兵智則委員** どちらの言葉にも、どちらの意見も多分あるのだというふうに思います。

国の法律が自殺となっているので、それにのっとった形で自殺という名前を使った計画になっているのだというふうに思いますけれども、私自身もちょっと自殺という言葉にやっぱり、最近自死という言葉が多くなってきたせいか、多少違和感を感じるのですけれども、逆の方もいらっしゃるのでは今後の課題なのかなというふうに思います。

ところで、自殺、自死については、意思がないものについては変死という扱いになってしまっているというふうに私自身認識しているのですけれども、変死扱いの中にも自殺者というのは含まれているというふうに、自死者というのは含まれているというふうに思うのですけれども、計画についてはこの言及や対応について何か明記されているものもありますか。

**○結城慎二健康福祉部長** 今御指摘のことについて計画の名の中で何かうたっているところがあるかという、その記載はございません。

網走市の現状等で数字的なものをお示ししているのですが、これらは国がオフィシャルに発表している数字を使っていますから、今委員がおっしゃられたようなケースはこの中には含まれてこないのだろうと思いますし、市として独自にその原因を知り得るかという、なかなかそれは難しい状況でございますので、現在市として、計画に記載をしているのは、国が出しているプロフィールに基づいた数字を使っているということにあります。

**○金兵智則委員** はい、わかりました。

なかなかこの辺のちょっと扱いというのは市、単独でどうこうできる話ではないのかもしれないですけれども、もしかするとその22年から23年度の増加についてもそういった最後に残された手紙、遺書なんかを書いていたケースがただ単に、ただ単にという言い方があれかもしれないですけれども、そういうちゃんと、ちゃんとという言い方もおかしいですね、遺書を書いてお亡くなりになってしまった方のケースが多かったということで、実際問題の件数は実は増えていないというようなことも考えられないので、それはわからないですよ。単なる推計ではないので、その辺についてね、警察と連携ということができればいいのかもしれないですけれども、それもまた難しい話でちょっと次の課題になるのか

なというふうに思いますけれども、そういったこともあるということは認識を共有しておきたいなというふうに思います。

取りあえず以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 施策の10ページから基本施策ということで載っているのですけれども、これ判定がABCであるのですけれども、この判定というのは、誰が判定したのですかね。

○本橋洋樹健康推進課長 各事業を取り組んでいる原課の担当者に判定をしてもらっています。

○古都宣裕委員 そうしたら、これはあくまで自己評価でできました、できませんでしたというような判定の取り方ではなかった、明確な基準があるとか何かそういったものではないということなのか。

○本橋洋樹健康推進課長 一応、事業評価の判定としまして、要は自殺対策の視点で取り組むことができたか、できていなかったか、あと効果が感じられたかという部門で判定をしていることになります。

○古都宣裕委員 こうした事業を振り返りって大変大切だと思うのですよね。

例えば、効果が感じられたAってなっている、どんな部分で効果が感じられたとかそういったところまで取っているのですかね。

本人の感じるままとか、担当の感じるままで感じたというのをAとかBとかに分けているのか、じゃあ感じたのなら、どういった部分に感じたのか、できなかったというなら、どういった部分が足りなかったとやっているのかということまで、取ることが私は大事だと思うのですけれども、どの辺まで取っているのですかね。

○本橋洋樹健康推進課長 あくまで、担当課の事業評価という形で取っている中身になりますので、細かいところまでの精査はしておりません。

○古都宣裕委員 じゃあ、この事業は自殺対策の部分として考えた場合、Aですか、Bですか、Cですかというだけで聞いて、いやAです、そうですか、次はこれなのですかということのような、本当に事務的な聞き方の評価になっているということでしょうか。

○本橋洋樹健康推進課長 現状的にはそのような事務方の評価という形になっている状況でございます。

○古都宣裕委員 せっかくAの評価で、いいなにな

ってしまう、何につながったのだろうかというところまで落とし込んでいかないと、先につながらないのかなというふうに思うのですよね。

特にCというのは、寿大学の開設事業とかというのがCになっているのですけれども、見ると高齢の方のという部分も、件数が多かったのです。そうした部分なのかなと思いますけれども、じゃあといった部分でCだったのかなと。寿大学1つ取ってもその中で寿大学に所属されている方がたくさんというわけではないと思うのですけれども、そうした部分を落とし込んでいかないと何のためにこれを評価を判定しているのかなというのは、ちょっと意味合いが薄くなるのではないかなというのがありますし、14ページの素朴な疑問なののですけれども、生活保護事業だけAが赤字になっているけれども、これは何か意味があるのかなと。

○本橋洋樹健康推進課長 この赤くなっているのは記載の誤りでございます。すみません。

〔「評価については」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 寿大学の。

○古都宣裕委員 総合的な評価というか。

○結城慎二健康福祉部長 先ほど課長からも御答弁申し上げましたけれども、それぞれ事業に対する判定というのは原課のほうで行っていただいております。

ただ、この取りまとめを行っている健康推進課のほうでも、この評価の理由に書かれている内容当然、確認をしておりますので、それに基づいて齟齬があるなしについては、健康推進課としても判断をしているものでございます。

また、これに基づいてということになりますが、ページでいうと20ページ目以降に新たな取組も含めた今度の次期計画の施策を書いているわけでありまして、そこに、その自殺の課題にどういうふうに関わってくるのか、こういうことに取り組みますというものを含めて、記載をしているところがございますので、それらを総合的に見ていただいて、評価と計画というふうに判断をいただければと思います。

○古都宣裕委員 理解しました。

あとですね、5ページ、6ページに背景にある主な亡くなった方の危機経路というのが載っています。網走市だけではなく全国的、北網圏、北海道というものが載っている中で、このスキームを見ていくと、ほとんどの方が何らかの要因があって、鬱状

態というのが挟まって至っているというのが見えると思うのですよね。

これを見ると、まずちょっとその状態になったと、精神科のほうでこういう部分があったら、受診してくださいとかなんとかという結構出たりとか、いろいろなネットでもあるのですけれども、まずその状態の人が周りにいるときに声をかけるのが大切なのではないかなというのがあるって、そこを周りの人がサポートできるようなまちづくりをしていくのが一番大きいと思うのですけれども、その辺はどの辺に入っていますか。

**○本橋洋樹健康推進課長** ゲートキーパー養成講座という講座を開設しまして、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応、声かけ、話を聞いて必要な支援につなげることでできる方の養成講座を21ページのほうで記載しております。

これまでにしましては令和2年度、令和4年度に職員向けに開催しております、令和5年度にしましては、市民向けの養成講座を3月7日に開催する予定であります。

**○古都宣裕委員** これがほかの多分、いろいろなところもそうだと思うのです。健康推進しようと思っただけ講座を開いたら、もう健康な人しか集まらないとか、興味がないと人はあんまり来ないというのが、多分どの事業も多分同じ、なかなかそこは課題なのかなというのは、私ども議員側も感じているところであるのですけれども、今回、こういうの例えば各事業所さんにこういう状態の人がいたら周りが声かけましょうねという声かけですとか、そういったポスター作りですとか、読んで知識を深めるというのもちろん大事だとは思っているのですけれども、浅い部分の知識でこういう人がいたら、いのちの相談電話事業、これもなかなかすごく自殺者が増えていてつながりづらいという現状もありますけれども、そういった人がいたらこういう病院に相談しましょうとかちょっと相談に乗ってあげましょうとか、簡単なことでもいいけれども、周りで止めてあげられる環境を整備していくことが大事なのかなと、養成講座でこうしたエキスパート的な人、知識が深い人をつくっていくのは大事なのではあるけれども、浅い知識の中で自分の周りの友達でそういう人がいたら大丈夫かとか、1回飲みに行くかとか、そんな形で止められるような形を築いていく、地域の調整をしていくことも大事なのではないかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

**○結城慎二健康福祉部長** 委員がおっしゃられる視点、非常に重要だというふうに私どもも認識をしております。

そこで計画の中にもですね、出前講座であるとか、ゲートキーパー養成講座までは行きませんが、例えば、精神の状態に少し支援が必要な方がいらしたときに、どのように対応するかだとか、そういったことですね、要請があれば、保健師が出向いてお話をするという機会を設けるというような計画の中にも盛り込んでいます。

**○古都宣裕委員** 多分、多分というか私もそうなのではあるけれども、行政に電話をするというのは結構ハードルが実は高い。わざわざ電話をして、この人こんな感じだとか、ここで来てくださってやって、3人しかいない中でこうやってくださいとかというのはちょっとハードル、やっぱり来てもらうのならやっぱり、10人ぐらいはとかという感情的な気持ちはあると思うのですよ。

そうなるとなかなか、2、3人の中でちょっと話を聞きたいのですけれどもとか2、3人も集まればまだいいかもしれないですし、私はちょっと興味があって聞きたいけれどもちょっと私1人だからという感じになって、せっかく事業としてつくっていても、利用されなかったら悲しいなという部分があるので、そうした中で例えばですよ、広報あばしり、毎月発行していらっしゃる中でその中の1ページとかにこういう形でこうやったらこういう声かけしてくださいとか、近くにこういう感じに沈んでいるような人がいたら、ここにつなげてくださいだとかというそういうつながりとか、周りにちゃんと見てあげられるよう、働いている方だったら仕事仲間ですとか、お友達とかも近くにいる方もいると思うのですけれども、網走市、亡くなっている方を見ると、高齢の方も結構多いので、そうすると独居で高齢でリタイアされてなかなか地域の周りとの関係も難しいような人も多いのかなというふうに感じるので、そうしたところでどうやって支援を届けるか、見える化といったらやっぱり周り近所の方というのが一番身近なパートナーになるのかなと思ったときに、その人に養成講座に来てくださいますとかを言うのはなかなか難しいので、そうした市からの簡単な発信で目に見えるような形、例えば薬局にポスターを貼るでもいいですし、公共施設に張るでもいいですし、そうしたところから始めていくことが私は大切ではないかなと感じたのですけれどもいかがでしょうか。

か。

**○今野多賀子健康推進課参事** 今、言っていたこと、私たちも心掛けたと思っておりまして、市の広報3月号に自殺対策関連のコラムが載る予定だったと思います。

あとですね、健康推進課のほうで隔月にはなりますが、健康コラムのほうを担当させていただいてる中で、いろいろなテーマがありまして、いろいろな健康に関する記事を載せているのですけれども、その中でも心の健康に関するものを載せることもありますので、今後はもうちょっと皆さんに周知できるように声かけの方法ですとかそういうことも取り入れていけたらなと思っております。

**○古都宣裕委員** できればですね、3月号には載りますよという話だったのですけれども、毎月でなくても、2か月に一遍とかある程度継続的にやっていただいて目にする機会とかを増やしていただいたほうが、そうした意識づけにもつながるのかなというので、そうした部分も含めて細かいことですが、やっていただければと思います。

以上です。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

**○村椿敏章委員** 私からも今の古都委員が話していたことと、若干かぶるところはありますが、今回は、私たち日本共産党議員団で除雪のアンケートというのを取りました。この中でやっぱり、家の前に置いていかれる重たい雪が大変だという高齢者の方々がたくさんいらっしゃるというのと、それからこの間の25、26の風と雪ですか、あれで家から出られなくなるという状況でシルバーさんが来るのが待ち遠しいとかという、そんな手紙もあつたりしています。

またですね、高齢者除雪、これをどうやったらできるのだろうかというふうな、疑問の、疑問というかね、高齢者除雪のやり方がわからないとか、そういう声もあつたわけです。

そういった意味で今回のこの計画の中で高齢者への対策がかなり重点施策として載ってはいますけれども、やはり、高齢者除雪をするためには申請が必要ですよと、最初にね。どうしてもそこがあつて、その申請に至る前の市からの働きかけ、そういうのも必要なのではないのかなと。例えば一人暮らしの女性、一人暮らしの男性で過ごしている世帯にはこういう施策がありますというのを市のほうからお知らせをして、簡単に申請できるような、そういう方

法を取るとかですね、実際高齢者除雪をしている人たちの人数がこの間300世帯ぐらいしかないような状況ですから非常に少ないと思いますね。

なので、そういった意味では、そういうことも重要なのかなと私は思った……。

**○永本浩子委員長** ただいまの質問ですが、高齢者除雪のことを自殺対策行動計画の中に入れるということでしょうか。

**○村椿敏章委員** そうじゃない。

すみません。

要は、私が言いたかったのは、そういう声があつたので、市のほうから働きかけることが必要なのではないのかなというふうに考えているのですが、いかがでしょうか。

**○結城慎二健康福祉部長** 除雪に限らず、恐らく地域の見守りということが社会的孤独を防止して自殺対策につながるのではないかという御指摘なのだろうというふうに思います。

委員おっしゃるとおり共通認識に立っておりますので、今回お示ししているのは自殺対策行動計画ですので、福祉的な視点、福祉の施策を載せておりますが、福祉的な視点がメインになっているわけではございません。

御指摘の点については、先に御説明をしました、高齢者福祉の事業計画のほうに地域での見守り、地域包括ケアも含めて記載をしているのでぜひそちらのほうを御覧いただければというふうに思います。

**○村椿敏章委員** この計画にはその辺が当然入っていますけれども、そこでこの計画に含めていくという考えはないというのですかね。

そういう視点を私は、市がこの中に入れていってもらえたらなということです。

以上です。

**○永本浩子委員長** 答弁はなしで大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件について終わらせていただきます。

以上をもちまして、文教民生委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後3時00分閉会